

イオントウン出店者の皆さまへ

本パンフレットの無断転載を禁ずる

イオントウン 出店者総合補償制度

テナント総合保険特約等付帶動産総合保険



保険期間

2025年7月1日午後4時～2026年7月1日午後4時

イオントウン株式会社

取扱代理店

イオントウン出店者

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

お客さまからの信頼と、

どんなに気を付けていても、事故や災難は思いがけず発生します。
イオンタウン出店者総合補償制度(テナント総合保険特約)



出店に関する保険加入義務について

イオンタウンのショッピングセンターでは、出店契約書上、損害保険の加入が義務付けられており

出店契約書(損害保険加入義務)

乙は、契約物件内の乙の所有にかかる商品及び事故による損害を補填する為、またこれら災害により乙の営業が不能となった場合の利益・人件費等を補填する為、(中略)甲の指定する保険に加入しなければなりません。

- 「商品・什器・備品」についての保険は **1:A・B**
- 「賠償事故による損害補償」は **2:E~H** • **4**
- 「営業休止・阻害時の利益・人件費補填」は **3:I~K** にてご加入いただけます。

出店者総合補償制度(テナント総合保険特約等付帯)

万一事故の場合には、保険会社の代理店である経験豊かなイオン保険サービスが出店者さまの立場に

1

弁護士費用等の補償が自動セット

対人・対物被害に遭われた際に「損害賠償請求を行う場合の弁護士費用」「弁護士等への法律相談費用」を補償します。

また、業務妨害等による経済的被害についての「法律相談費用」も補償します。

●顧客からの悪質なクレーム被害・自社がSNSでの誹謗中傷被害に遭った場合にご活用いただけます。

**2**

割安な保険料

イオンタウンの出店者の皆さまを取りまとめてご契約手続をいたしますので、個別にご加入いただくよりも割安な保険料となっています。

**3****4****5****6**

出店者総合補償制度ご加入例(愛媛県 衣料品店 店舗面積:50m² 売上高:1,000万円の場合)

財産補償

保険金額

800万円
500万円
5万円

免責金額 1事故 1万円
免責金額が適用される場合については、本パンフレットのP.4をご覧ください。

賠償責任補償

支払限度額

■ 生産物: 対人・対物共通 (1名・1事故・保険期間中) **2億円** (免責金額なし)
■ 施設: 対人・対物共通 (1名) **1億円** (1事故) **5億円** (免責金額なし)
■ 借家人: 支払限度額 (1事故かつ保険期間中) **3,000万円** (免責金額 1事故3,000円)

休業損失補償

■ 1日あたりの粗利益額 **5万円**

地震補償

支払限度額 **650万円** 免責金額 1店舗1事故 10万円

月々の保険料

6,320円 保険料は業種・店舗面積・売上高等により個別に算出いたします。
お見積りご希望の方は裏表紙の「ご加入にあたって」をご参照ください。

お店の安定経営のために。

約等付帶動産総合保険)は、さまざまな万が一をトータルサポートします。

ます。

なお、義務付けられた内容を充足する保険にご加入であれば、本制度に加入する必要はございません。また、本制度にてご加入いただいた場合には保険証券写をショッピングセンターにご提出いただく必要がございません。(他代理店でご加入いただく場合は保険証券写のご提出、ご自身による満期管理が必要となります。)

動産総合保険)のメリット

立ち、親身な対応を行います。

さまざまリスクを補償

お店の財産から、お客さまへの賠償責任を負担することによる損害までさまざまなリスクをワンセットで補償します。



自由な保険設計

基本補償およびオプション補償からご希望に合わせて補償内容をお選びいただけますので、無駄なく合理的な保険設計が可能です。

※基本補償:

- 1 お店の財産に関する補償(物損害担保条項)
A 対象施設内保管中の商品の補償、B 対象施設内において使用する造作・設備・什器・備品の補償
- 2 お客さまと建物所有者等に対する補償(賠償責任担保条項)
E PL(生産物賠償責任担保条項)、F 施設賠償責任担保条項、H 借家人賠償責任担保条項
は原則として加入いただきます。

自動継続の導入

現在ご加入の方につきましては、お申出締切日(2025年6月30日)までに、ご加入者の方からのお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は今年度のパンフレット等に記載の保険料・補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。

※ご継続の期日までにイオン保険サービスより継続内容の確認をさせていただきます。

手続きが簡単です。

保険料は後払いなので加入手続きは簡単です。「加入依頼書」へご記入・ご捺印ください。
※保険料のお支払いは毎月の売上金から控除方式です。(イオンタウン(株)への預託売上金から精算)です。

目次

■ 出店者総合補償制度のメリット	P.1
■ 弁護士費用等(事業用)の補償	P.3
■ お店の財産に関する補償	P.4
■ 地震による損害のための補償	P.5
■ 「盗難」の種類について	P.5
■ お客さまと建物所有者等に対する補償	P.6
■ 「賠償責任担保条項」の補償について	P.7
■ 休業時損失の補償	P.8
■ クリーニング業の方のための補償	P.8
■ 補償の内容等	P.9
■ 『お支払いする保険金』について	P.17

ご契約いただく際は、パンフレット・加入依頼書等でご案内しています補償内容等がお客さまのご希望に沿った内容となっていることをご確認ください。ご希望に沿った内容でない場合は、代理店または保険会社までお申し出ください。

ここがポイント!

弁護士費用等(事業用)の補償(弁護士費用等補償特約(事業用)) 自動セット

被保険者が被った対人被害・対物被害および経済的被害について、被保険者が次の費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする補償です。

**全てのご加入者さまに自動補償で
ご提供しております。**

①対象事故^(*)1)による対人被害・対物被害についての弁護士費用、法律相談費用

(*)1)日本国内において発生した急激かつ偶然な外来の事故をいいます。

例えば、このような場合に…

- 店舗の上階より水漏れが発生し、店舗の内装・備品等が壊れて使えなくなった。



- 店内でお客さまが暴れ出し、店内の机を壊された。損害賠償請求の方法について法律相談を行った。



- 従業員がバイクでの配達業務中に、自動車に追突され、ケガをした。加害者に対する損害賠償請求にかかる手続きを弁護士に委任した。



②業務妨害等による経済的被害についての法律相談費用^(*)2)

(*)2)日本国内において発生した業務妨害等が対象となります。

※弁護士費用や契約の債務不履行による被害(例:取引先が納品した商品の代金を支払わない)についての法律相談費用は、補償の対象外となります。

例えば、このような場合に…

- 顧客から、悪質なクレームを繰り返し受けた。対処方法について法律相談を行った。



- SNSで自社に対する根拠のない悪評を書き込まれ、拡散された。対応方法について、法律相談を行った。



●支払限度額と免責金額

支払限度額

- 対人被害・対物被害
1事故あたり被保険者1名につき **100**万円、
1事故につき **300**万円
保険期間中: **300**万円

●経済的被害

- 1事故あたり: **10**万円
保険期間中: **30**万円

免責金額

なし

●被保険者の範囲

- (1)弁護士費用等補償特約(事業用)において、被保険者とは、次の被害ごとに、それぞれ次の者をいいます。

被害の種類	被保険者
対人被害	①記名被保険者 ②記名被保険者の使用人 ③記名被保険者が法人である場合は、その執行機関 ^(*)1)
対物被害	記名被保険者
経済的被害	記名被保険者

- (2)弁護士費用等補償特約(事業用)において、保険金請求権者は、対象事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。ただし、②および③に規定する者は、被保険者が自然人である場合に限り、保険金請求権者とします。

- ①被保険者 ②被保険者の法定相続人 ③次のいずれかに該当する者
ア. 被保険者の配偶者
イ. 被保険者の父母または子

(*)1)理事、取締役その他法人の業務を執行する機関をいいます。

※詳細な補償の内容等についてはP.9以降をご確認ください。

お店の財産に関する補償(物損害担保条項)

火災、爆発、給排水設備の事故による水濡れ、盗難等の不測かつ突発的な事故によって次の保険の対象(A・B・C)について生じた損害を補償します。

※下記A、Cについては時価額よりも保険金額を低く設定されると、その割合に応じて保険金が削減されます。また時価額の保険価額より超えて設定された場合は、その超過部分は無駄になり、保険金お支払いの対象とはなりません。

A

対象施設内保管中の商品の補償

基本補償

●保険金額のご設定について

保険金額 ご設定された保険金額

予想最高在庫高の時価額に保険金額を設定してください。

免責金額 **10,000円**

※次に掲げる事故以外の事由によって生じた不測かつ突発的な事故については、1回の事故につき免責金額(自己負担額)が適用されます。火災、落雷、破裂、爆発、風災、ひょう災、雪災、建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等、給排水設備や他人の占有する戸室での事故に伴う漏水・放水等による水濡れ、水圧等による損壊の発生、騒じよ・労働争議に伴う暴力行為・破壊行為、盗難

例えば、このような場合に…

■自店から出火、または類焼(もらい火)により、商品や材料に損害が発生した。(焼失、煙害など)

●ご注意事項等

- (1) 万引きは補償対象外です。
 - (2) 詐欺・横領、置き忘れ、数量の勘定間違いは補償対象外です。
 - (3) 冷凍(冷蔵)装置又は設備の破壊、変調、機能停止に起因する温度変化によって生じた損害は補償の対象となります。(業種区分「食品販売・飲食」に適用)
 - (4) 水災、電気的・機械的事故によって生じた事故も補償の対象になります。
 - (5) サイズ直しなどでの預かり商品は補償対象外です。
- ※「G:保管物賠償責任担保特約条項」での補償となります。



■商品を盗まれた。

※「万引き」は補償対象外です。P.5をご覧ください。

B

対象施設において使用する 造作・設備・什器・備品の補償

基本補償

- 造作・設備・什器・備品についての損害額は再取得価額を基準とし保険金額を限度に実損払いします。
- 対象施設内における業務用の通貨・預貯金証書の盗難について、業務用通貨30万円、預貯金証書300万円(但し造作・設備・什器・備品の保険金額を限度)を限度にお支払いします。

●保険金額のご設定について

保険金額 ご設定された保険金額

再取得価額を保険金額として設定してください。

免責金額 **10,000円**

※次に掲げる事故以外の事由によって生じた不測かつ突発的な事故については、1回の事故につき免責金額(自己負担額)が適用されます。火災、落雷、破裂、爆発、風災、ひょう災、雪災、建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等、給排水設備や他人の占有する戸室での事故に伴う漏水・放水等による水濡れ、水圧等による損壊の発生、騒じよ・労働争議に伴う暴力行為・破壊行為、盗難

例えば、このような場合に…

■誤って設備や看板、ディスプレイを破損した。

■自店から出火、または類焼(もらい火)により、棚・レジが焼失した。

●ご注意事項等

- (1) 損害額は再取得価額を基準とし、保険金額を限度に実損払いしますので、再取得価額(屋外に設置された店外看板がある場合はその額も含める)を保険金額として設定してください。
- (2) 詐欺・横領、置き忘れ、数量の勘定間違いは補償対象外です。
- (3) 屋外に設置された看板は造作・設備・什器・備品等として補償されます。
- (4) 水災、電気的・機械的事故によって生じた事故も補償の対象となります。

C

対象施設内保管中の通貨 または預貯金証書等に対する補償

オプション補償

※Bに加入している場合「通貨・預貯金証書の盗難」については、限度額が業務用通貨30万円、預貯金証書300万円(但し設備・什器等の保険金額を限度)の補償が自動付帯となりますので、盗難以外のリスクの補償および盗難リスクの保険金額の上乗せ補償として必要な場合にご加入ください。

●保険金額のご設定について

保険金額 ご設定された保険金額

業務用の通貨、預貯金証書等の予想最高在庫高の時価額に保険金額を設定してください。

免責金額 **10,000円**

※次に掲げる事故以外の事由によって生じた不測かつ突発的な事故については、1回の事故につき免責金額(自己負担額)が適用されます。火災、落雷、破裂、爆発、風災、ひょう災、雪災、建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等、給排水設備や他人の占有する戸室での事故に伴う漏水・放水等による水濡れ、水圧等による損壊の発生、騒じよ・労働争議に伴う暴力行為・破壊行為、盗難

※詳細な補償の内容等についてはP.9以降をご確認ください。

●ご注意事項等

- (1) 詐欺・横領、置き忘れ、数量の勘定間違いは補償対象外です。
- (2) 水災によって生じた事故も補償の対象になります。



D 地震による損害のための補償 (地震危険担保特約(支払限度額方式))

オプション補償

●特約を付帯いただくことにより、地震・地震による火災等による商品や造作・設備・什器・備品の損害を補償します。
※地震特約にご加入の際は予めご連絡ください。一定期間お待ちいただぐ場合がございます。



●補償の対象

- ①対象施設内保管中の商品
- ②対象施設内において使用する造作・設備・什器・備品

地震特約お申込日時点でテナント総合保険等付帯動産総合保険にて「商品」「造作・設備・什器・備品」の補償にご加入されている場合に限ります。
地震特約単独でのお申込はできません。(※下表をご参照ください)

	A 商品		B 造作・設備・什器・備品	
テナント総合保険等付帯動産総合保険	加入あり ○	加入なし ×	加入あり ○	加入なし ×
地 震 特 約	加入可 ○	加入不可 ×	加入可 ○	加入不可 ×

保険金をお支払いする場合

- ①地震または噴火による火災、破裂または爆発(破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます)によって生じた損害
- ②地震または噴火によって生じた損壊(噴火による火山灰の付着、混入、堆積等またはこれらの疑いがある場合を除きます。)、埋没または流失の損害
- ③地震または噴火による津波、洪水、その他の水災によって生じた損害

●支払限度額

支払限度額

保険期間を通して支払限度額を上限としてお支払いします。

支払限度額は、店舗ごとに主契約(物損害担保条項の「商品」「造作・設備・什器・備品」)の保険金額に50%を乗じた金額とします。

免責金額 **10万円**

例えば、このような場合に…

①対象施設内保管中の商品

- 地震による火災で商品が燃えてしまった
- 津波により商品が流された



②造作・設備・什器・備品

- 地震により店舗が倒壊し什器が破損した
- 地震による揺れで什器が破損した



盗難とは

店内の商品、売上金等を下記いずれかの状態で窃取するものをいいます。

- (1)暴行または脅迫を伴うものであった場合
- (2)建物または設備・什器等に破損が生じた場合

※ただし、「万引き」は盗難に含まれません。

万引きとは、買い物客を装い、陳列または保管されている商品・製品等を盗取することをいい、その未遂を含みます。

盗難事故のうち、下記3点を満たすケースは万引きに該当し、補償対象外となります。

- (1)営業時間内に店舗売場で発生している
- (2)窃取したものが商品である
- (3)店舗利用者(来店客)を装っていた



※詳細な補償の内容等についてはP.9以降をご確認ください。

お客さまと建物所有者等に対する補償(賠償責任担保条項)

※保険期間中に事故が発生した場合に限り、保険金をお支払いします。

PL(生産物賠償責任担保条項)

基本補償

- 料理飲食店・食料品店に限らず、製造・販売した商品や仕事の目的物(結果)の欠陥等により、お客さま等他人の身体に傷害を負わせたり、他人の物を損壊した場合、法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。
- 初期対応費用・訴訟対応費用を補償します。

支払限度額と免責金額

支払限度額	対人・対物共通1名・1事故 保険期間中 2億円 または 3億円
免責金額	なし

例えば、このような場合に…

- 惣菜店で販売した商品で食中毒が発生。治療費と慰謝料を請求された。



ご注意事項等

※保険会社が承認した損害賠償金や弁護士費用等が補償の対象となります。

※マッサージなどによる損害や、美容・理容業の仕上がり不良による損害、医療行為等専門職業行為による損害等は、補償の対象となりません。



施設賠償責任担保条項

基本補償

- お店の所有・使用・管理および事業活動の遂行に起因して、お客さまや通行人など他人の身体に傷害を負わせたり、お客さまの物を壊した場合、法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。
- 初期対応費用・訴訟対応費用を補償します。

支払限度額と免責金額

支払限度額	対人 1名 1億円 対人・対物共通1事故 5億円 または 10億円
免責金額	なし

例えば、このような場合に…

- 従業員が商品を台車で運搬中に、誤ってお客さまと衝突してケガを負わせてしまった。
- お店の管理不備により、陳列商品が倒れ、お客さまがケガをし、衣服も破ってしまった。隣のお店のガラスも割ってしまった。(治療費や修理代等が支払われます)



ご注意事項等

※保険会社が承認した損害賠償金や弁護士費用等が補償の対象となります。

※マッサージなどによる損害や、美容・理容業の仕上がり不良による損害、薬品の販売・医療行為等専門職業行為による損害等は、補償の対象となりません。

初期対応費用担保特約(E・F共通) 支払限度額 500万円 免責金額 なし (1事故につき)
訴訟対応費用担保特約(E・Fそれぞれに適用) 支払限度額 500万円 免責金額 なし (1事故につき)

- 初期対応費用担保特約条項:被保険者が次の初期対応費用(その額および使途が社会通念上、妥当と認められるものに限ります。)を支出したことによって被る損害に対して、保険金をお支払います。
ア. 事故現場の保存、事故状況の調査・記録、写真撮影または事故原因の調査の費用 イ. 事故現場の取片づけ費用 ウ. 被保険者の役員または使用者を事故現場に派遣するための交通費・宿泊費等の費用 エ. 通信費 オ. 事故が他人の身体の障害である場合において、被害者に対する見舞金もしくは香典または見舞品購入費用。ただし、1事故において被害者1名につき10万円を限度とします。カ. その他アからオまでに準ずる費用。ただし、他人の身体の障害以外の事故について被保険者が支払った見舞金または見舞品購入費用を含みません。
- 訴訟対応費用担保特約条項:日本国内において提起された被保険者に対する損害賠償請求訴訟について、被保険者が次の訴訟対応費用(その額および使途が社会通念上、妥当と認められるものに限ります。)を支出したことによって被る損害に対して、保険金を支払います。
ア. 被保険者の使用者の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 被保険者の役員または使用者の交通費または宿泊費 ウ. 増設コピー機のリース費用 エ. 被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 オ. 事故原因の調査費用 カ. 意見書・鑑定書の作成費用 キ. 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用

※詳細な補償の内容等についてはP.9以降をご確認ください。

G

預かり品に対する賠償責任 (保管物賠償責任担保特約条項)

オプション補償

- お客様から預かった物、取引先から借りている物、備え付けのコインロッカーやセイフティボックスなどの保管庫に一時的に収納している他人の物を対象施設内で使用・管理中、事業活動遂行中の事故により損壊・紛失したり、盗取・詐取された場合、法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して保険金をお支払いします。
- ※この条項は「F 施設賠償責任担保条項」とセットでご加入いただきます。

支払限度額と免責金額

支払限度額 1事故かつ保険期間中 **100万円**

免責金額 1事故につき **5,000円**

例えば、このような場合に…

- 飲食店でお客様のコートを預かったところ、誤って汚してしまった。
 - 調理の材料を誤ってCCT(専門店LANシステム)やCAT(カード信用情報照会端末機)にこぼしてしまい、壊してしまった。(CCTやCATはイオンタウン(株)からの借用什器です)
 - お直しのためにお客さまから預かったスクートを誤って汚してしまった。
- ※クリーニング業者およびクリーニング取次業者の方は、「保管物賠償責任担保特約条項」にご加入することができません。クリーニング業の場合はP.8「クリーニング業者のための補償」をご覧ください。



※貨紙幣、有価証券類は対象外

H

貸主に対する賠償責任 (借家人賠償責任担保条項)

基本補償

- 火災や破裂・爆発事故および給排水設備(スプリンクラー設備・装置を含みます)の使用または管理に起因する漏水、放水等による水濡れにより、借用施設を損壊した場合、建物所有者等その貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。

支払限度額と免責金額

支払限度額 1事故かつ保険期間中 **3,000万円・5,000万円・1億円・3億円・5億円**

免責金額 1事故につき **3,000円**

例えば、このような場合に…

- 電気配線をタコ足にしていたため、コンセントから発火し火災を発生させてしまった。



被保険者の範囲

- E 生産物賠償責任担保条項、F 施設賠償責任担保条項、G 保管物賠償責任担保特約条項において、被保険者には次の方が含まれます。ただし、②から⑦までは、記名被保険者が行う対象施設における事業活動に関する限りにおいて、被保険者に含まれるものとします。尚、記名被保険者はイオングループが運営・管理する施設に入居するテナントに限ります。
- ①記名被保険者 ②記名被保険者の使用人 ③記名被保険者が法人である場合は、その執行機関(※1) ④記名被保険者が法人以外の社団である場合は、その構成員 ⑤記名被保険者が自然人である場合は、その同居の親族 ⑥記名被保険者の下請負人ならびにその執行機関(※1)および使用人 ⑦記名被保険者の請負業務の発注者(※1)生産

物賠償責任担保条項のみ)販売人(※2) (記名被保険者が行う事業活動に関する限り)ただし、生産物または仕事の目的物について行った加工・改造・修理等に起因して発生した事故によりその者自身が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

(※1) 理事・取締役その他法人の業務を執行する機関をいいます。

(※2) 記名被保険者が生産物の販売または提供を直接委託している者をいいます。

H 借家人賠償責任担保条項においては被保険者には次の方が含まれます。

①記名被保険者(イオングループが運営・管理する施設に入居するテナント)

②記名被保険者が未成年である場合は、その者の親権者およびその他の法定の監督義務者

「賠償責任担保条項」の補償について

1. 人身事故(お客様がケガをしたとき・食中毒が発生したとき)

ご参考

慰謝料	1日につき	4,300円
休業損害	1日につき	6,100円 (ただし立証資料に基づいて保険金をお支払しますのでこの金額を下回る場合もあります)
近親者等の看護料	①入院看護 ②通院付添	1日につき 4,200円 2,100円 (ただし立証資料で上記を超える場合は実額も可)
入院中諸雑費	1日につき	1,100円
後遺障害:慰謝料	第1級～第14級	1,600万円～32万円

2. 物損事故

①衣類やカバン等の場合…

まずはクリーニングや修理をお願いいたします。それらで修復不可能な場合は、新品の代金ではなく、時価での弁済となります。時価額の判断基準は(ア)メーカー名・品番(イ)どこで、いつ(ウ)いくらで購入したか、を領収書等で確認したり、ヒアリングをさせていただきます。

②その他の場合…

基本的には①同様、修理代金または時価額となります。

賠償責任事故

については、

- まずは取扱代理店であるイオン保険サービスへ事故報告をしてください。
- 賠償額や対応については、イオン保険サービスと打ち合わせしながら解決していきます。(引受保険会社が承認した損害賠償金や弁護士費用等が補償の対象となります。)
- 事故現場、事故品などの写真撮影を必ず手配してください。

※詳細な補償の内容等についてはP.9以降をご確認ください。

3

休業時損失の補償(休業損失等担保条項)

I

財物損害発生時の休業補償 (休業損失担保条項)

オプション補償

- 火災、破裂、爆発等の事故により営業が休止または阻害されたことによって生じた損失(営業利益、人件費、家賃、地代等)を補償いたします。

●1事故の補償期間 ▶ 6ヶ月限度

●保険金のお支払い方法

$$\text{損害保険金} = \text{保険金額(ご契約金額)} \times \text{休業日数} + \text{休業日数短縮費用}$$

※保険金額(ご契約金額)は、1日あたりの粗利益額を基準に設定してください。

例えば、このような場合に…

- 火災・ガス爆発・落雷や建物外部からの飛来物(車・飛行機の衝突など)が原因で商品や内装が損傷し、営業できなくなり休業した。



粗利益額を
基準に補償

「粗利益」とは、売上高から、商品仕入高・原材料費を控除した残高をいいます。

J

食中毒発生時の休業補償 (食中毒による休業損失担保特約条項)(食品販売・飲食業のみ)

オプション補償

- 食中毒等の事故により、営業が休止または阻害されたために生じた損失を補償いたします。

※この補償は「財物損害発生時の休業補償」とセットしてご加入いただけます。

●1事故の補償期間 ▶ 保険金支払対象期間(1か月)または30日間のいずれか短い期間

K

営業継続費用担保条項

オプション補償

- 火災・台風等の事故により損害を受けた結果、営業を継続するために臨時に生じた仮店舗費用や移転広告費、臨時外注費用等をお支払いします。

●保険金額 ▶ 100万円・300万円・500万円

例えば、このような場合に…

- 火災・ガス爆発や台風などが原因でショッピングセンターが営業できなくなった為、仮店舗で営業することになった。



仮店舗費用、移転
広告費などを補償

※詳細な補償の内容等についてはP.9以降をご確認ください。

4

クリーニング業の方のための補償

L

クリーニング業者賠償責任担保特約条項

オプション補償

- クリーニング業務のためにお客様から預かった洗たく物が保険期間中に損壊、紛失、誤配、盗取、詐取により引き渡すことができなくなった場合、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害を補償いたします。

- 1回の事故につき、損害賠償金の額から免責金額を控除した額を、支払限度額を限度にお支払します。

●支払限度額と免責金額

支払限度額

1事故かつ保険期間中通算で

年間売上高の1/4(ただし最低350万円)

免責金額

1事故につき 10,000円

例えば、このような場合に…

- 失火によって洗たく物を焼失してしまった。
- アイロン掛けの際に誤って焦がしてしまった。
- 洗たく物の紛失または誤配してしまった。

【ご注意】損害賠償金は、洗たく物の時価額(同一種類、同年式で同じ損耗度の財物の市場販売価格相当額)を限度としてお支払いします。

※詳細な補償の内容等についてはP.9以降をご確認ください。

補償の内容等

弁護士費用等(事業用)の補償

●保険金をお支払いする場合

(1) 下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
対象事故	対人・対物被害については、日本国内において発生した急激かつ偶然な外因の事故をいいます。 経済的被害については、日本国内において発生した業務妨害等をいいます。 業務妨害等とは、偶然な事由(*1)によって記名被保険者の業務が妨害されること(*2)またはそのおそれが発生することをいいます。

(2) 次の被害ごとに、それぞれ次の損害に対して、次の保険金を支払います。

被害の種類	損害の種類	保険金
対人・対物被害	被保険者が対象事故によって被った対人・対物被害について、保険金請求権者が法律上の損害賠償請求を行う場合に弁護士費用を負担することによって被る損害	弁護士費用 保険金
対人・対物被害	被保険者が対象事故によって被った対人・対物被害について、保険金請求権者があらかじめ引受保険会社の同意を得て法律上の損害賠償請求に関する法律相談を行う場合に法律相談費用を負担することによって被る損害	法律相談費用 保険金
経渓的被害	記名被保険者が対象事故によって被った経済的被害について、保険金請求権者があらかじめ引受保険会社の同意を得て法律相談を行う場合に法律相談費用を負担することによって被る損害	法律相談費用 保険金

(3) 次の被害による損害について、それぞれ次の場合に限り、保険金を支払います。

被害の種類	保険金を支払う場合
対人・対物被害	対象事故が保険期間中に発生した場合。ただし、対人被害については、身体の障害を被った時に対象事故が発生したものとみなします。
経渓的被害	対象事故が保険期間中に発見された場合。「発見」は、記名被保険者が対象事故を最初に認識した時(*3)になされたものとします。

(4) 次の被害ごとに、それぞれ次の起算日からその日を含めて3年以内に、保険金請求権者が被害に対する損害賠償請求または法律相談を開始した場合に限り、保険金を支払います。

被害の種類	起算日
対人・対物被害	保険金請求権者が対人・対物被害の発生および賠償義務者を知った日
経渓的被害	保険金請求権者が経済的被害の発生を知った日

(*)1 第三者(*4)の行為(*5)によるものに限ります。

(*)2 「偶然な事由(*1)によって記名被保険者の業務が妨害されること」には、特許権・著作権・商標権等の知的財産権が侵害されることまたは詐欺に遭うことを含みます。

(*)3 認識し得た時を含みます。

(*)4 次のア.からエ.までのいずれにも該当しない者をいいます。

ア. 保険契約者

イ. 記名被保険者

ウ. 記名被保険者の使用者

エ. 記名被保険者が法人である場合は、その執行機関(*6)

(*)5 不作為を含みます。

(*)6 理事・取締役その他法人の業務を執行する機関をいいます。

●保険金をお支払いできない主な場合

〈対人被害・対物被害・経済的被害についての補償共通〉

- (1) 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失
- ① 保険契約者
 - ② 保険金請求権者
 - ③ ①または②の法定代理人
- (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (4) 次のいずれかに該当する事由
- ① 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ② ①以外の放射線照射または放射能汚染
- (5) 次のいずれかに該当する事由
- ① (2)から(4)までの事由によって発生した対象事故の拡大
 - ② 発生原因が何であるかにかかわらず、対象事故の(2)から(4)までの事由による拡大
 - ③ (2)から(4)までの事由に伴う秩序の混亂
- (6) 法令等に基づく規制または差押え、収用、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の行使
- (7) 被保険者に対する刑の執行
- (8) 他の被保険者が賠償義務者である場合
- (9) 保険金請求権者が次のいずれかを行なう場合に弁護士費用または法律相談費用を負担したことによって生じた損害
- ①自動車損害賠償保険法第16条に基づく損害賠償額の支払の請求その他賠償責任保険の規定に基づく被保険者に対する損害賠償額の支払の請求
 - ②社会通念上不適当な損害賠償請求
- 〈対人被害・対物被害についての補償〉
- (1) 被保険者が法令に定められた運転資格を持たず、または被保険者が麻薬等を使用した状態もしくは酒気を帯びて自動車もしくは原動機付自転車を

運転している場合、または航空機もしくは船舶を操縦している場合に、その本人に生じた対象事故

- (2) 被保険者が、自動車、原動機付自転車、航空機または船舶の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車、原動機付自転車、航空機または船舶に搭乗中に生じた対象事故
- (3) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって、その本人について生じた対象事故
- (4) 被保険者が麻薬等を使用した状態で発生した対人被害・対物被害
- (5) 液体、気体もしくは固体の排出、流出もしくはいつ出により生じた対人被害・対物被害。ただし、不測かつ突然的な事由による場合を除きます。
- (6) 次の事由に起因して生じた対物被害。ただし、その事由が生じた部分についての対物被害に限ります。
 - ① 自然の消耗または劣化(*1)
 - ② ボイラースケールの進行
 - ③ 性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然發熱その他の類似の事由
 - ④ ねずみ食いまたは虫食い等
- (7) 財物が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた対物被害。ただし、次の者、が相当の注意をもってしても発見し得なかつた場合を除きます。
 - ① 保険契約者または保険金請求権者
 - ② ①に代わって記名被保険者が所有または使用する財物を管理する者
 - ③ ①または②の使用人
- (8) 記名被保険者が違法に所有または占有する財物についての対物被害
- (9) 被保険者が次の行為を受けたことによって生じた対人被害
 - ① 診療、検査、検査、診断、治療、看護または疾病的予防
 - ② 医薬品または医療器具等の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示
 - ③ 身体の整形
 - ④ ほり、きゆう、あん摩、マッサージ、指圧または柔道整復
- (10) 石綿もしくは石綿を含む製品が有する発ガン性その他の有毒な特性または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品が有する発ガン性その他の石綿と同種の有毒な特性に起因する対人被害・対物被害
- (11) 外因性内分泌擾乱化物質の有毒な特性に起因する対人被害・対物被害
- (12) 電磁波障害に起因する対人被害
- (13) 驚音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する対人被害・対物被害

(経済的被害についての補償)

- (1) 記名被保険者またはその執行機関もしくは使用人による窃盗、強盗、詐欺、横領または任行為その他の犯罪行為
 - (2) 記名被保険者またはその執行機関もしくは使用人の法令違反
 - (3) 支払不能または破産
 - (4) 記名被保険者に対してなされた提訴請求またはそのおそれ
 - (5) 私的の独立、不当な取引制限もしくは不公正な取引方法またはそのおそれ
 - (6) サイバー情報漏えい事故
- (*1) 自然の消耗または劣化には、記名被保険者が所有、使用または管理する機械、設備または装置の日常の使用または運転に伴う摩減、磨耗、消耗または劣化を含みます。

A 対象施設内保管中の商品の補償

●保険金をお支払いする場合

(1) 不測かつ突然的な事故によって保険の対象について生じた損害に対して、損害保険金を支払います。

(2) (1)に規定する損害には、事故の際に消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。ただし、ウイルス、細菌、原生動物等の付着、接触等もしくはこれらに疑いがある場合、(1)に規定する事故が発生し、その後作業を行った後に、保険の対象の機能に著しい支障をきたさない臭気が残存する場合または(1)に規定する事故の発生により、日常生活もしくは通常の業務に伴う臭気と同程度の臭気が残存する場合は、損害とみなしません。

●お支払いする保険金

(イ) 損害保険金

保険の対象について発生した損害について保険金額(*1)を限度に時価額(*2)にもとづいて損害保険金をお支払います。(保険金額が時価額を超える場合は時価額を限度にお支払います。)

保険の対象が修理可能な場合には、事故発生直前の状態に復旧するためには必要な修繕費を損害の額とします。(修理によって保険の対象の価値の増加が生じた場合はその増加額、および修理に伴って生じた残存物がある場合はその時価額を、修繕費の額から控除して損害の額を算出します。)以下の算式に基づいて算出した額をお支払します。

損害保険金 = 損害額 - 免責金額(*3) 1万円

保険金額が時価額より低い場合は以下の計算式により損害保険金を算出します。

$$\text{損害保険金} = \frac{\text{損害額} \times \text{保険金額}}{\text{時価額}} - \text{免責金額}(*3) 1万円$$

(*1) 保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されず、満期まで有効です。ただし、損害保険金のお支払いが1回の事故で保険金額(保険金額が時価額を超える場合は、時価額とします。)に相当する額となったときは、物損害担保条項は損害発生時に終了します。

(*2) 保険の対象の再取得価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いて算出した額をいいます。

(*3) 1回の事故ごとに免責金額をご自身でご負担していただきます。ただし、次の事故により発生した損害については免責金額を適用しません。

- 火災、落雷、破裂、爆発
- 盗難
- 台風、せん風等の風災、ひょう災、雪災
- 建物に対する外部からの物体の飛来、落下、衝突、接触、倒壊
- 給排水設備または他人が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水等による水漏れ、水圧等による損壊の発生
- 騒じょうおよびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為、破壊行為。

*上記損害保険金の他に費用保険金もお支払いします。詳細についてはP.17をご覧ください。

●保険金をお支払いできない主な場合

(1)以下のいずれかに該当する損害

- ①次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ア. 保険契約者(*1)
- イ. 被保険者(*1)

ウ.ア.またはイ.の代理人
工.ア.またはイ.の同居の親族
②(1)に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(*2)またはその者(*2)の代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
③次のいずれかに該当する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害
ア.被保険者
イ.被保険者側に属する者
④掘削機械の盗難によって生じた損害。
⑤万引き(*3)によって商品・製品等に生じた損害。ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。
ア.万引き(*3)が、暴行または脅迫を伴うものであった場合
イ.万引き(*3)のために建物または設備・什器等に破損が生じた場合
⑥商品・製品等である植物に生じた次のいずれかの損害。
ア.枯死以外の損害
イ.事故発生後その日のを含めて8日を経過する日以後に枯死した場合の損害
ウ.ウィルス、細菌、原生動物等による損害またはこれらによる疑いのある損害(*4)
⑦商品・製品等である動物に生じた次のいずれかの損害
ア.死亡以外の損害
イ.事故発生後その日のを含めて8日を経過する日以後に死亡した場合の損害
ウ.ウィルス、細菌、原生動物等による損害またはこれらによる疑いのある損害(*4)
⑧保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害。ただし、次のいずれかに該当する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった場合は除きます。
ア.保険契約者は被保険者
イ.ア.に代わって保険の対象を管理する者
ウ.ア.またはイ.の使用人
⑨保険の対象に次の事由に起因して、その事由が生じた部分に発生した損害
ア.自然の消耗または劣化(*5)
イ.ボイラースケールの進行
ウ.性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱その他類似の事由
工.ねずみ食いまたは虫食い等
⑩保険の対象に生じたすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き、その他単なる外観上の損傷または保険の対象の汚損(*6)であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害
(2)以下のいずれかに該当する事由によって生じた損害
①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
②地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③次のいずれかに該当する事由
ア.核燃料物質(*7)もしくは核燃料物質(*7)によって汚染された物
(*8)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
イ.ア.以外の放射線照射または放射能汚染
④次のいずれかに該当する事由
ア.①から③までの事由によって発生した事故の延焼または拡大
イ.発生原因が何であるかにかかわらず、不測かつ突発的な事故の①から③までの事由による延焼または拡大
ウ.①から③までの事由に伴う秩序の混亂
(*1)保険契約者は被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(*2)(1)に規定する者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(*3)万引きとは、買いたい物を装い、陳列または保管されている商品・製品等を盗取ることをいい、その未遂を含みます。
(*4)ウィルス、細菌、原生動物等による損害の発生またはその拡大を防止することを目的として、被保険者、行政機関等が保険の対象を処分することによる損害を含みます。
(*5)自然の消耗または劣化には、保険の対象である機械、設備または装置の日常の使用または運転に伴う摩減、消耗、消耗または劣化を含みます。
(*6)汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。
(*7)核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
(*8)核燃料物質(*7)によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
(3)火災、落雷、破裂、爆発、風災、雹災、雪災、給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水等による水漏れ、水圧等による損壊の発生、騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為、建物に対する外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊、盗難以外の事故が発生した場合において、以下のいずれかに該当する損害
①差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防・避難その他消防の活動のために必要な処置によって生じた損害については除きます。
②次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
ア.保険契約者は被保険者(*1)の使用人
イ.保険の対象の使用または管理を委託された者
ウ.イ.の使用人
③保険の対象である設備・什器等または商品・製品等を加工または製造することに起因して、その設備・什器等または商品・製品等に生じた損害(*2)
④保険の対象に対する加工(*3)、解体、据付、組立、修理、清掃、点検、検査、試験または調整等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
⑤保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害
⑥詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
⑦土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害
⑧保険の対象のうち、樂器について生じた次の損害
ア.弦のみまたはピアノ線のみが切断した場合の弦またはピアノ線の損害
イ.打楽器の打皮のみが破損した場合の打皮の損害
ウ.音色または音質の変化の損害
⑪次の物に生じた損害
ア.自動車以外の車両、雪上オートバイまたはゴーカートおよびこれらの付属品
イ.商品・製品等である動物または植物
⑫検品または棚卸しの際に発見された商品・製品等の数量の不足による損害(*4)
⑬保険の対象の受渡しの過誤等、事務的または会計的な間違いによる損害
⑭保険の対象の製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任(*5)を負うべき損害
(*1)保険契約者は被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(*2)設備・什器等または商品・製品等に生じた損害には、加工または製造することに使用された機械、設備または装置等の停止によってその設備・什器等または商品・製品等に生じた損害を含みます。

(*3)加工には、修繕または取りこわしを含みます。

(*4)検品または棚卸しの際に発見された商品・製品等の数量の不足による損害には、不法に侵入した第三者の盗取の損害は含まれません。

(*5)法律上または契約上の責任には、保証書または延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。

以下の物は、保険証券に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。

①高額貴金属等

②重要書類・金型等

以下のものは、保険の対象に含まれません。

①自動車(*1)、船舶または航空機、人工衛星、ロケットその他これらに類する物

②動物、植物等の生物(*2)

③通貨等、預貯金証書その他これらに類する物。ただし、B対象施設において使用する造作・設備・什器・備品の補償を手配されている場合には業務用の通貨または預貯金証書による損害保険金は支払います。

④法令により被保険者による所有または所持が禁止されている物

⑤データ・ソフトウェアまたはプログラム等の無体物

⑥被保険者が所有する商品・製品等のうち、被保険者が直接提供する者に対して引き渡したもの

(*1)自動車には、自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。

(*2)動物、植物等の生物が対象施設に保管する商品・製品等である場合は、保険の対象に含みます。

B 対象施設において使用する 作成・設備・什器・備品の補償

●保険金をお支払いする場合

(1)不測かつ突然的な事故によって保険の対象について生じた損害に対して、損害保険金を支払います。

(2)(1)に規定する損害には、事故の際に消火、避難その他の消防の活動のために必要な措置によって保険の対象について生じた損害を含みます。ただし、ウイルス、細菌、原生動物等の付着、接触等もしくはこれらの疑いがある場合、(1)に規定する事故が発生し、その後旧作業を行った後に、保険の対象の機能に著しい支障をきたさない臭気が残存する場合または(1)に規定する事故の発生により、日常生活もしくは通常の業務に伴う臭気と同程度の臭気が残存する場合は、損害とみなしません。(3)造作・設備・什器・備品が保険の対象である場合は、対象施設において業務用の通貨または預貯金証書による損害に対して損害保険金を支払います。ただし、預貯金証書については、下表に規定する条件をすべて満たす場合に限り支払います。なお、いずれの損害についても、遅滞なく警察官へ届け出をしなければなりません。

①	保険契約者は被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてに届け出たこと。
②	盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと(*1)。

(*1)現金自動支払機用カードに付帯されるデビットカード機能を第三者に不正に利用され、預貯金口座から現金が引き落とされた場合も同様とします。

●お支払いする保険金

(イ)損害保険金

保険の対象について発生した損害について保険金額(*1)を限度に再取得価額(*2)にもとづいて損害保険金をお支払います。保険の対象が修理可能な場合には、発生直前の状態に復旧するために必要な修繕費を損害の額とします。(修理に伴って生じた残存物がある場合は、その時価額を修繕費の額から控除して損害の額を算出します)。

損害保険金=損害の額-免責金額(*3)1万円

(*1)保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されず、満期まで有効です。ただし、損害保険金のお支払いが1回の事故で保険金額(保険金額が再取得価額を超える場合は、再取得価額とします)に相当する額となったときは、物損害担保条項は損害発生時に終了します。

(*2)保険の対象と構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再取得するのに要する額をいいます。

(*3)1回の事故ごとに免責金額をご自身でご負担していただきます。ただし、次の事故により発生した損害については免責金額を適用しません。

- 火災、落雷、破裂・爆発
- 盗難
- 台風、せん風等の風災、ひょう災、雪災
- 建物に対する外部からの物体の飛来、落下、衝突、接触、倒壊
- 給排水設備または他人が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水等による水漏れ、水圧等による損壊の発生
- 騒じようおよびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為、破壊行為

(ロ)通貨等の盗難による損害保険金

作成・設備・什器・備品が保険の対象である場合に対象施設内の業務用通貨または業務用預貯金証書の盗難によって生じた損害に対して免責事由に該当しない限り以下の額を限度に損害保険金をお支払います。

ただし、預貯金証書の盗難による損害は①盗難を知った後直ちに預貯金先に被害の届出をすれば②預貯金口座から現金が引き出されたことを条件とします。

●業務用の通貨:1回の事故につき30万円

●業務用の預貯金証書:1回の事故につき300万円または作成・設備・什器・備品の保険金額のいずれか低い額

※上記損害保険金の他に費用保険金もお支払いします。詳細についてはP.17をご覧ください。

●保険金をお支払いできない主な場合

(イ)以下に該当する者

①次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害

ア.保険契約者(*1)

イ.被保険者(*1)

ウ.ア.またはイ.の代理人

エ.ア.またはイ.の同居の親族

②(1)に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(*2)またはその者(*2)の代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

③次のいずれかに該当する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害

ア.被保険者

イ.被保険者側に属する者

④掘削機械の盗難によって生じた損害。

⑤保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害。ただし、次のいずれかに該当する者が、相当の注意をもってして発見し得なかった場合は除きます。

- ア. 保険契約者または被保険者
 イ. アに代わって保険の対象を管理する者
 ウ. アまたはイの使用人
- ⑥保険の対象に次の事由に起因して、その事由が生じた部分に発生した損害
 ア. 自然の消耗または劣化(*3)
 イ. ポイラースケールの進行
 ウ. 性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱その他類似の事由
 エ. ねずみ食いまたは虫食い等
- ⑦保険の対象に生じたすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き、その他単なる外観上の損傷または保険の対象の汚損(*4)であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害
- (2)以下のいずれかに該当する事由によって生じた損害
 ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事由または暴動
 ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 ③次のいずれかに該当する事由
 ア. 核燃料物質(*5)もしくは核燃料物質(*5)によって汚染された物(*6)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 イ. ア以外の放射線照射または放射能汚染
 ④次のいずれかに該当する事由
 ア. ①から③までの事由によって発生した事故の延焼または拡大
 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、不測かつ突発的な事故の①から③までの事由による延焼または拡大
 ウ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱
- (*1)保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (*2)(1)に規定する者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (*3)自然の消耗または劣化には、保険の対象である機械、設備または装置の日常の使用または運転に伴う摩減、摩耗、消耗または劣化を含みます。
- (*4)汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れるごとに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。
- (*5)核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (*6)核燃料物質(*5)によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (3)火災、落雷、破裂、爆発、風災、震災、雪災、給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ、水圧等による損壊の発生、騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為、建物に対する外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊、盗難以外の事故が発生した場合において、以下のいずれかに該当する損害
 ①差押え、収用、没収、破壊等または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置によって生じた損害については除きます。
 ②次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
 ア. 保険契約者または被保険者(*1)の使用人
 イ. 保険の対象の使用または管理を委託された者
 ウ. イの使用人
 ③保険の対象である設備・什器等または商品・製品等を加工または製造することに起因して、その設備・什器等または商品・製品等に生じた損害(*2)
 ④保険の対象に対する加工(*3)、解体、搬入、組立、修理、清掃、点検、検査、試験または調整等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
 ⑤保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害
 ⑥詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
 ⑦土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害
 ⑧保険の対象のうち、電球、プラウン管等の管球類のみに生じた損害
 ⑨保険の対象が液体、粉体、気体等の流動体である場合、保険の対象に生じたコンタミネーション、汚染、他物の混入、純度の低下、変質、固形化、化学変化もしくは品質の低下または分離もしくは復元が不可能もしくは困難となる等の損害。ただし、容器、配管等に不測かつ突発的な事故による損害が生じたごとに伴う漏出による損害については除きます。
 ⑩保険の対象のうち、楽器について生じた次の損害
 ア. 弦のみまたはピアノ線のみが切断した場合の弦またはピアノ線の損害
 イ. 打楽器の打皮のみが破損した場合の打皮の損害
 ウ. 音色または音質の変化の損害
 ⑪次の物に生じた損害
 ア. 組立または据付中の設備・什器等のうち、工事の発注者に被保険者が含まれているもの
 イ. 自動車以外の車両、雪上オートバイまたはゴーカートおよびこれらの付属品
 ウ. 設備・什器等であるハンググライダー、パラグライダー、サーフボードまたはウインダーサーフィンおよびこれらの付属品
 エ. 設備・什器等であるラジコン模型およびこれらの付属品
 オ. 設備・什器等である移動電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
 ⑫保険の対象の受渡しの過誤等、事務的または会計的な間違いによる損害
 ⑬設備・什器等である次の医療用機器に生じた損害
 ア. 医療用機器の体内挿入部位
 イ. 鉗子、メス、聴診器、注射器等の器具類
 ウ. マイクロモーター、エアーモーター、エアーターピン等の切削装置
 エ. パキュー等装置付属のモーター
 オ. 歯科用診療台ユニットのホース
 カ. 上記に類する切削工具および消耗品
 ⑭保険の対象の製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任(*4)を負うべき損害
 (*1)保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 (*2)設備・什器等または商品・製品等に生じた損害には、加工または製造することに使用された機械、設備または装置等の停止によってその設備・什器等または商品・製品等に生じた損害を含みます。
 (*3)加工には、修繕または取りこわしを含みます。
 (*4)法律上または契約上の責任には、保証書または延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。
- 以下のものは、保証証券に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。
- ①高額貴金属等
 ②重要書類・金型等
 ③販機等の対象施設外にある設備・什器等(店外看板は明記しなくても保険の対象に含まれます)
- 以下のものは、保険の対象に含まれません。
- ①自動車(*1)、船舶または航空機、人工衛星、ロケットその他これらに類する物
 ②組立または据付中の設備・什器等のうち、工事の発注者に被保険者が含まれていないもの
 ③仮工事の目的物、工事用仮設物、工事用仮設建物およびこれに収容されている設備・什器等ならびに工事現場に在する工事用材料または工事用仮設材
 ④動物・植物等の生物
 ⑤被保険者がリース契約に基づき賃貸する設備・什器等
 ⑥通貨等、預貯金証書その他これらに類する物。ただし、業務用の通貨または預貯金証書に生じた盗難による損害保険金は支払われます。
 ⑦法令により被保険者による所有または所持が禁止されている物

- ⑧データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
 (*1)自動車には、自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。

C 対象施設内保管中の通貨 または預貯金証書等に対する補償

●保険金をお支払いする場合

- (1)不測かつ突発的な事故によって保険の対象について生じた損害に対して、損害保険金を支払います。
 (2)(1)に規定する損害には、事故の際に消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。ただし、ウイルス、細菌、原生動物等の付着、接触等もしくはこれらに類似する場合、(1)に規定する事故が発生し、その後の復旧作業を行った後に、保険の対象の機能に著しい支障をきたさない臭気が残存する場合は(1)に規定する事故の発生により、日常生活もしくは通常の業務に伴う臭気と同程度の臭気が残存する場合は、損害とみなしません。

●お支払いする保険金

- (イ)損害保険金
 通貨または預貯金証書等(*1)について発生した損害について、保険金額(*2)を限度に保険価額にもとづいて保険金をお支払います。(預貯金証書については不正に引き出された預貯金の額を損害の額とします。)以下の算式に基づいて算出した額をお支払します。
 損害保険金 = 損害額 - 免責金額(*3) 1万円
 保険金額が実際の保険価額より低い場合は以下の計算式により損害保険金を算出します。

$$\text{損害保険金} = \frac{\text{損害額} \times \text{保険金額}}{\text{保険価額}} - \text{免責金額}(*3) 1万円$$

(asterisk) 保険の対象となる「通貨、預貯金証書等」には、次に掲げるものをいいます。

通貨、預貯金証書、小切手(*4)、印紙、切手、有価証券、手形(*4)、プリペイドカード、商品券、電子マネーおよび乗車券、その他これらに類する物、映画券・コンサート券その他の入場券、図書券、図書カード、おもちゃ券、ビール券、グルメ券、ホテル券、レストラン券、食事券、宝くじ、宅急便回数券、遊園地券

- (*2)保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されず、満期まで有効です。ただし、損害保険金のお支払いが1回の事故で保険金額(保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。)に相当する額となったときは、物損害担保条項は損害発生時に終了します。

- (*3)1回の事故ごとに免責金額をご自身でご負担していただきます。ただし、次の事故により発生した損害については免責金額を適用しません。

- 火災、落雷、破裂、爆発
- 盗難
- 台風、せん風等の風災、ひょう災、雪災
- 建物に対する外部からの物体の飛来、落下、衝突、接触、倒壊
- 給排水設備または他人が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ、水圧等による損壊の発生
- 騒音およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為、破壊行為

(*4)小切手および手形は、第三者から受け取ったものに限ります。手形は約束手形および偽替手形をいいます。

●保険金をお支払いできない主な場合

- (1)以下のいずれかに該当する損害
 ①次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
 ア. 保険契約者(*1)
 イ. 保険者(*1)
 ウ. アまたはイの代理人
 エ. アまたはイの同居の親族
 ②①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(*2)またはその者(*2)の代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 ③次のいずれかに該当する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害
 ア. 被保険者
 イ. 被保険者側に属する者
 ④掘削機械の盗難によって生じた損害。
 ⑤保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害。ただし、次のいずれかに該当する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった場合は除きます。
 ア. 保険契約者または被保険者
 イ. アに代わって保険の対象を管理する者
 ウ. アまたはイの使用者
 ⑥保険の対象に次の事由に起因して、その事由が生じた部分に発生した損害
 ア. 自然の消耗または劣化(*3)
 イ. ポイラースケールの進行
 ウ. 性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱その他類似の事由
 エ. ねずみ食いまたは虫食い等
 ⑦保険の対象に生じたすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き、その他単なる外観上の損傷または保険の対象の汚損(*4)であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害
 (2)以下のいずれかに該当する事由によって生じた損害
 ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事由または暴動
 ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 ③次のいずれかに該当する事由
 ア. 核燃料物質(*5)もしくは核燃料物質(*5)によって汚染された物(*6)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 イ. ア以外の放射線照射または放射能汚染
 ④次のいずれかに該当する事由
 ア. ①から③までの事由によって発生した事故の延焼または拡大
 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、不測かつ突発的な事故の①から③までの事由による延焼または拡大

- (※1)仕事が終了。(※8)しまなは放棄された後のものをいいます。
- (※2)実際よりも著しく優良であると示すことをいいます。
- (※3)財物の一部のかしによるその財物の他の部分の損壊または使用不能を含みます。
- (※4)作業が加えられるべきであった場合を含みます。
- (※5)生産物を原材料、部品(※9)、容器または包装として使用して製造または加工された財物をいいます。
- (※6)航空機製造事業法施行令第1条に定める無人航空機を含みます。
- (※7)ジエチルスチルベストロール系製剤をいいます。
- (※8)仕事の目的物の引渡しを要するときは、引渡しとします。
- (※9)添加物および資材を含みます。
- (7)引受保険会社は、テナント総合保険特約賠償責任担保条項(以下「賠償責任担保条項」といいます。)第2節第3条(保険金をお支払いしない場合ーその1)および同節第4条(保険金をお支払いしない場合ーその2)に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、被保険者または第三者が廃棄した物に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (8)記名被保険者が日本国内において医薬品販売業務(※1)を行う場合は、賠償責任担保条項第2節第3条(保険金をお支払いしない場合ーその1)(1)の表の⑦イ、および同節第4条(保険金をお支払いしない場合ーその2)(1)の表の④工の規定は、医薬品、医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律に基づく許可を得て開設された薬局または店舗が販売または提供(※2)する医薬品には適用しません。
- (※1)医薬品、医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律に基づく許可を得て開設された薬局または店舗において医薬品を販売または提供することをい、医薬品の調剤を含みます。
- (※2)調剤を含みます。

F 施設賠償責任担保条項

●保険金をお支払いできない主な場合

- (1)直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害
 - ①保険契約者または被保険者の故意
 - ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ③地震、噴火、洪水、津波または高潮
 - ④次のいずれかの物の原子核反応または原子核の崩壊・分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用(※1)
 - ア. 核燃料物質(※2)
 - イ. 核原料物質
 - ウ. 放射性元素
 - エ. 放射性同位元素
 - オ. ア. からエ.までのいずれかにより汚染された物(※3)
 - ただし、医学的または産業的な利用に供される放射性同位元素(※4)については、その使用、貯蔵または運搬中に生じた原子核反応または原子核の崩壊もしくは分裂による損害に限り、適用しません。ただし、その使用、貯蔵または運搬に関し法令違反があった場合は除きます。
 - ⑤汚染物質の排出等(※5)または廃棄物の不法投棄もしくは不適正な処理。ただし、この規定は、汚染物質の排出等(※5)について、次のすべての条件をみたす場合には適用しません。
 - ア. 汚染物質の排出等(※5)が不測かつ急激であり、その原因となる事故が突然的に発生したものであること。
 - イ. 汚染物質の排出等(※5)の原因となる事故が発生してからその日を含めて7日以内に被保険者がその排出等(※5)を発見したこと。
 - ウ. その発見日からその日を含めて21日以内に被保険者が事故の状況、事故の発生の日時、場所、事故の状況について証人となる者がある場合はその者の住所および氏名または名称、被害者の住所および氏名または名称、損害賠償の請求を受けた場合はその内容を書面等により保険会社に通知したこと。
 - ⑥石綿もしくは石綿を含む製品または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品が有する発がん性その他の有害な特性
 - ⑦被保険者またはその業務の補助者による次の行為の遂行またはその結果
 - ア. 疾病の治療・軽減・予防・診察・診断・療養の方法の指導、矯正、出産の立会い、検査もしくは診断書・検査書・処方せん等の作成・交付等の医療行為または美容整形、医学的堕胎、助産もしくは採血等の行為であって、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師が行うのでなければ人体に危害を生ずるおそれがある行為。ただし、法令により医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外の者が行うことを許されている行為を除きます。
 - イ. 医薬品の調剤・投与・販売・供給または医薬品もしくは医療器具等の治験
 - ウ. はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師または柔道整復師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為
 - エ. 次のカイロプラティック、整体その他これらと類似の行為
 - ア) 臨床疾患、出血性疾患、感染症疾患、リュウマチ、筋萎縮性疾患、心疾患、椎間板ヘルニア、後縫帯骨化症、変形性脊椎症、脊柱管狭窄症、骨粗鬆症、環軟椎亞脱臼、不安定脊椎、側弯症、二分脊椎症または脊椎すべり症による施術
 - イ) 頸椎に対する急激な回転伸展操作を加えるスラスト法による施術
 - オ. 次のいずれかの法律に違反し、もしくは違反するおそれのあるエステティック、垢すりまたはアロマテラピーその他これらと類似の行為
 - ア) 医師法
 - イ) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
 - ウ) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律
 - エ) 柔道整復師法
 - カ. 次のエステティックその他これらと類似の行為
 - ア) 毛根部分の組織をレーザー等により破壊することによる脱毛行為
 - イ) 皮膚の表面に針を用いて色素を注入するアートメイキング行為
 - ウ) 皮膚の剥離を伴う程度の強い薬品を用いたピーリング行為
 - エ) パーマネント・ウェーブ用剤を用いたまつ毛バーマ行為
 - キ. 法令により、建築士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師以外の者が行うことを禁じられている専門的行為
 - ク. 飛行場のグランドハンドリング業務、航空管制業務、LPガス販売業務、産業廃棄物処理業務、遊漁船業務または港湾荷役業務
 - ケ. スキューバダイビング、バラセーリング、水上スキー、エイクボード、バラグライダー、ハンググライダー、スカイダイビング、フリースタイルスキー、ラフティング、ロップクラミング、パンジージャンプまたは山岳登はんの運営、指導、監督または引率
 - (2)直接であるか間接であるかにかかわらず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害
 - ①被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
 - ②被保険者と同居する親族に対する賠償責任
 - ③被保険者の使用者人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
 - (3)汚染浄化費用(※6)またはこれによる損失。ただし、(1)⑤のただ書きの場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を除きます。
 - (4)日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された事故
 - (※1)放射能汚染または放射線障害を含みます。
 - (※2)核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
 - (※3)原子核分裂生成物を含みます。
 - (※4)ウラン、トリウム、ブルチニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。

- (※5)排出・流出・溢出・漏出または放出をいいます。
- (※6)汚染物質の調査・監視・清掃・移動・収容・処理・脱毒・中和等に要するすべての費用をいいます。
- (5)直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害
 - ①次の物の所有、使用または管理
 - ア. 自動車または原動機付自転車
 - イ. 航空機
 - ウ. 対象施設外における船舶・車両(※1)または動物
 - エ. 昇降機
 - ②建物外部から内部への雨、雪、雹、みぞれまたはあられの浸入または吹込み
 - ③飛散防止対策等の事故発生の予防に必要な措置を取らずに行われた仕事による塗装その他の塗装用材料、鉄粉、鉄さびまたは火の粉の飛散または拡散。ただし、塗装用容器または作業用具の落下または転倒によるものを除きます。
 - ④ちり・ほこりまたは騒音
 - ⑤管理下財物の損壊
- (※1)原動力がもっぱら人力である場合を除きます。
- (6)被保険者または第三者が廃棄した物に起因する損害。

G 預かり品に対する賠償責任 (保管物賠償責任担保特約条項)

●保険金をお支払いできない主な場合

- (1)直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害
 - ①保険契約者または被保険者の故意
 - ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ③地震、噴火、洪水、津波または高潮
 - ④次のいずれかの物の原子核反応または原子核の崩壊・分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用(※1)
 - ア. 核燃料物質(※2)
 - イ. 核原料物質
 - ウ. 放射性元素
 - エ. 放射性同位元素
 - オ. ア. からエ.までのいずれかにより汚染された物(※3)
 - ただし、医学的または産業的な利用に供される放射性同位元素(※4)については、その使用、貯蔵または運搬中に生じた原子核反応または原子核の崩壊もしくは分裂による損害に限り、適用しません。ただし、その使用、貯蔵または運搬に関し法令違反があった場合は除きます。
 - ⑤汚染物質の排出等(※5)または廃棄物の不法投棄もしくは不適正な処理。ただし、この規定は、汚染物質の排出等(※5)について、次のすべての条件をみたす場合には適用しません。
 - ア. 汚染物質の排出等(※5)が不測かつ急激であり、その原因となる事故が突然的に発生したものであること。
 - イ. 汚染物質の排出等(※5)の原因となる事故が発生してからその日を含めて7日以内に被保険者がその排出等(※5)を発見したこと。
 - ウ. その発見日からその日を含めて21日以内に被保険者が事故の状況、事故の発生の日時、場所、事故の状況について証人となる者がある場合はその者の住所および氏名または名称、被害者の住所および氏名または名称、損害賠償の請求を受けた場合はその内容を書面等により保険会社に通知したこと。
 - ⑥石綿もしくは石綿を含む製品または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品が有する発がん性その他の有害な特性
 - ⑦被保険者またはその業務の補助者による次の行為の遂行またはその結果
 - ア. 疾病の治療・軽減・予防・診察・診断・療養の方法の指導、矯正、出産の立会い、検査もしくは診断書・検査書・処方せん等の作成・交付等の医療行為または美容整形、医学的堕胎、助産もしくは採血等の行為であって、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師が行うのでなければ人体に危害を生ずるおそれがある行為。ただし、法令により医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外の者が行うことを許されている行為を除きます。
 - イ. 医薬品の調剤・投与・販売・供給または医薬品もしくは医療器具等の治験
 - ウ. はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師または柔道整復師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為
 - エ. 次のカイロプラティック、整体その他これらと類似の行為
 - ア) 臨床疾患、出血性疾患、感染症疾患、リュウマチ、筋萎縮性疾患、心疾患、椎間板ヘルニア、後縫帯骨化症、変形性脊椎症、脊柱管狭窄症、骨粗鬆症、環軟椎亞脱臼、不安定脊椎、側弯症、二分脊椎症または脊椎すべり症による施術
 - イ) 頸椎に対する急激な回転伸展操作を加えるスラスト法による施術
 - オ. 次のいずれかの法律に違反し、もしくは違反するおそれのあるエステティック、垢すりまたはアロマテラピーその他これらと類似の行為
 - ア) 医師法
 - イ) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
 - ウ) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律
 - エ) 柔道整復師法
 - カ. 次のエステティックその他これらと類似の行為
 - ア) 毛根部分の組織をレーザー等により破壊することによる脱毛行為
 - イ) 皮膚の表面に針を用いて色素を注入するアートメイキング行為
 - ウ) 皮膚の剥離を伴う程度の強い薬品を用いたピーリング行為
 - エ) パーマネント・ウェーブ用剤を用いたまつ毛バーマ行為
 - キ. 法令により、建築士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師以外の者が行うことを禁じられている専門的行為
 - ク. 飛行場のグランドハンドリング業務、航空管制業務、LPガス販売業務、産業廃棄物処理業務、遊漁船業務または港湾荷役業務
 - ケ. スキューバダイビング、バラセーリング、水上スキー、エイクボード、バラグライダー、ハンググライダー、スカイダイビング、フリースタイルスキー、ラフティング、ロップクラミング、パンジージャンプまたは山岳登はんの運営、指導、監督または引率
 - (2)直接であるか間接であるかにかかわらず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害
 - ①被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
 - ②被保険者と同居する親族に対する賠償責任
 - ③被保険者の使用者人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
 - (3)汚染浄化費用(※6)またはこれによる損失。ただし、(1)⑤のただ書きの場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を除きます。
 - (4)日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された事故
 - (※1)放射能汚染または放射線障害を含みます。
 - (※2)核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
 - (※3)原子核分裂生成物を含みます。
 - (※4)ウラン、トリウム、ブルチニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。

- (4)日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された事故
 (*1)放射能汚染または放射線障害を含みます。
 (*2)核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
 (*3)原子核分裂生成物を含みます。
 (*4)ウラン、トリウム、ブルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。
 (*5)排出・流出・溢出・漏出または放出をいいます。
 (*6)汚染物質の調査・監視・清掃・移動・収容・処理・脱毒・中和等に要するすべての費用をいいます。

(5)直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害
 ①次のもの所有、使用または管理
 ア.自動車または原動機付自転車
 イ.航空機
 ウ.対象施設外における船舶・車両(*1)または動物
 工.昇降機

- ②建物外部から内部への雨、雪、雹、みぞれまたはこれらの浸入または吹込み
 ③飛散防止対策等の事故発生の予防に必要な措置を取らざりに行われた仕事による塗装その他の塗装用材料、鉄粉、鉄さびまたは火の粉の飛散または拡散。ただし、塗装用器具または作業用具の落下または転倒によるものを除きます。

④ちり・ほこりまたは騒音

(*1)原動力がもっぱら人力である場合を除きます。

(6)保管物が次のいずれかに該当する物である場合は、その損壊等による損害に対しては、保険金を支払いません。

- ①自動車または原動機付自転車およびこれらの車両の付属品(*1)
 ②被保険者が所有する財物(*2) (*3)

③貴重品、紙幣、有価証券、印紙、切手(*4)、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品その他これらに類する財物

④植物、動物、勲章、き章、稿本、設計書、雑型その他これらに類する財物

⑤不動産

(*1)次のいずれかに該当する物をいいます。

- ア.自動車または原動機付自転車に定着または装備されている(*5)物
 イ.自動車に固定され、車室内での使用のみを目的とする自動車用電子式航法装置、有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器その他これらに準する物

(*2)所有権留保条項付買賣契約に基づいて購入された財物を含みます。

(*3)この規定の適用に関する判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。

(*4)料額印面があるはがきを含みます。

(*5)ボルト、ナットもしくはねじ等で固定されており工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態、自動車の機能を十分に発揮させるための備品として備えつけられている状態または法令に従い備えつけられている状態をいいます。

(7)直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害
 ①被保険者が行い、または加担した盗取または詐取
 ②被保険者が保管物を私的な目的で使用している間に生じた損壊等
 ③自然発火または自然爆発した保管物自体の損壊
 ④自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の現象
 ⑤ねずみ食い、虫食いその他類似の現象
 ⑥保管物が寄託者の他財物に関する正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された損壊等
 ⑦塗装用材料の色または特性等の選択の誤り
 ⑧消耗品または消耗材(*1)に単独に生じた損壊
 ⑨修理、点検、加工または整備に関する技術の拙劣または仕上不良。
 ただし、これらの事由に起因する火災または爆発によって保管物に発生した損壊は除きます。

⑩保管物の使用不能(*2)

⑪リース・レンタル財物盗取・詐取事故

⑫リース・レンタル財物に生じた次の損壊

- ア.傷などの外観上の損壊にとどまり、その機能に支障のない損壊
 イ.保守、点検、修理または部品交換等の作業により生じた損壊
 ウ.電気的または機械的原因により生じた損壊

(8)(7)の①および②の規定の適用に関する判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。

(*1)潤滑油・燃料等の運転資材、電球等の管球類、キャタピラ・タイヤ等の移動用部品、ショベル等の歯または爪に相当する部分等をいいます。

(*2)収益減少を含みます。

H 貸主に対する賠償責任 (借家人賠償責任担保条項)

●保険金をお支払いできない主な場合

(1)以下のいずれかに該当する事由によって生じた損害

- ①次のいずれかに該当する者の故意
 ア.保険契約者(*1)
 イ.被保険者(*1)
 ウ.アまたはイの法定代理人
 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(*2)
 ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 ④次のいずれかに該当する事由
 ア.核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*3)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 イ.ア以外の放射線照射または放射能汚染
 ⑤次のいずれかに該当する事由
 ア.②から④までの事由によって発生した事故の延焼または拡大
 イ.発生原因が何であるかにかかわらず、事故の②から④までの事由による拡大(*4)
 ウ.②から④までの事由に伴う秩序の混乱
 ⑥被保険者の心神喪失
 ⑦借用施設(*5)の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被保険者が自己的労力をもって行った仕事による場合は除きます。

- (2)被保険者が以下の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被る損害
 ①被保険者と借用施設(*5)の貸主(*6)との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 ②被保険者が借用施設(*5)を貸主(*6)に引き渡した後に発見された借用施設(*5)の損壊(*7)に起因する損害賠償責任
 (*1)保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 (*2)群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穡が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
 (*3)核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
 (*4)事故の形態や規模等これらのことにより大きくなることをいい、延焼を含みます。
 (*5)借用施設には、対象施設のうち被保険者が借用している部分をいいます。
 (*6)貸主には、転貸人を含みます。

- (*7)損壊とは、滅失(*8)、破損(*9)または汚損(*10)をいいます。ただし、ウィルス、細菌、原生動物等の付着、接触等またはそれらの疑いがある場合を除きます。
 (*8)滅失とは、財物がその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐取および横領を含みません。
 (*9)破損とは、財物が予定または意図されない物理的、化学的または生物学的な変化によりその客観的な経済的価値が減少することをいいます。
 (*10)汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚されることをいいます。その客観的な経済的価値が減少することをいいます。

I 財物損害発生時の休業補償 (休業損失担保条項)

●保険金をお支払いする場合

- 下記アからオまでの物(保険の対象)が、下記「保険金をお支払いする事故」によって損害を受けた結果、被保険者の営業が休止または阻害された場合に保険金をお支払いします。
 ア.対象施設が所在する敷地内にある被保険者が占有する物(占有物件)
 イ.出店者の皆さまが一部を占有する事業の用に供する建物等のうち他人が占有する部分(隣接物件)
 ウ.アおよびイに隣接するアーケードまたはそのアーケードに面する建物等(隣接物件)
 パ.アおよびイへ通じる袋小路およびこれに面する建物等(隣接物件)
 オ.アおよびイと配管または配線で接続されたユーティリティ設備(*)
 (*エ)電気・ガス・熱・水道・電気通信事業者が日本国内で占有する供給・中継設備およびこれらに接続している配管または配線のことを行います。

●保険金をお支払いする事故

- 火災、落雷、破裂、爆発
- 風災、ひょう災、雪災
- 洪水、高潮、土砂崩れ等の水災
- 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・接触・倒壊
- 給排水設備または他の人の占有する戸室で生じた事故による水濡れ等
- 盜難
- 騒音・労働争議に伴う暴力行為・破壊行為
- 車両または航空機の衝突等

●保険金のお支払い方法

次の算式による額を損害保険金として支払います。

損害保険金=①保険金額(ご契約額)×休業日数+②休業日数短縮費用

- 休業日数とは、保険金支払対象期間(ただし、6ヶ月を超えないものとします。)中の事故による休業日数をいい、定休日を含みません。
 ●前記算式における①の金額の支払限度額は、保険金支払対象期間の売上減少率に[最近の会計年度(1年間)における粗利益×110%]/最近の会計年度(1年間)内の売上高]を乗じて得た額から保険金支払対象期間内に支払いを免れた経常費(本来事故の有無に関わらず必要な費用)等の費用を控除した残額を超える場合には、その残額となります。
 ●休業日数短縮費用の額。ただし、次の算式により算出した額を限度とします。

保険証券記載の
保険金額

× 休業日数短縮費用の支出によって
減少させることができた休業日数

●保険金支払対象期間

事故の種類	保険の対象	占有物件	隣接物件	ユーティリティ設備
①火災、落雷または破裂もしくは爆発	ア.			
②風災、雹災または雪災	イ.			
③給排水設備事故の水濡れ等				
④騒擾または労働争議等				
⑤車両または航空機の衝突等		ア.		イ.
⑥建物の外部からの物体の衝突等				
⑦盜難				
⑧水災	イ.			

ア.事故の発生した日から損害が生じた保険の対象を遅滞なく復旧した日までの期間。

イ.事故の発生した日の翌日から損害が生じた保険の対象を遅滞なく復旧した日までの期間。

●保険金をお支払いできない主な場合

(1)以下のいずれかに該当する損失

- ①次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損失
 ア.保険契約者(*1)
 イ.被保険者(*1)
 ウ.アまたはイの代理人
 パ.アまたはイの同居の親族
 ②①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(*2)またはその者(*2)の代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損失。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 ③次のいずれかに該当する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損失
 ア.被保険者
 イ.被保険者側に属する者
 ④火災、落雷、破裂、爆発、風災、雹災、雪災、給排水設備の水濡れ等、騒擾、労働争議等、車両または航空機の衝突等、建物の外部からの物体の衝突等、水災、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって発生した事故の際ににおける保険の対象の紛失または盗難によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失
 ⑤冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備の破壊、変調または機能停止に起因する温度変化によって冷凍・冷蔵庫に損害が生じたことによって生じた損失。ただし、同一敷地内に生じた火災による冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備の破壊、変調または機能停止に起因する温度変化の場合は除きます。
 ⑥電力の停止または異常な供給によって、保険の対象である商品・製品等のみに損害が生じたことによって生じた損失。ただし、電力の停止または異常な供給が1時間未満である場合に限ります。
 ⑦掘削機械の盗難によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失
 ⑧万引き(*3)によって商品・製品等に損害が生じたことによって生じた損失。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この規定は適用しません。

- ア. 万引き(*3)が、暴行または脅迫を伴うものであった場合
- イ. 万引き(*3)のために建物または設備・什器等に破損が生じた場合
- ⑨商品・製品等である植物に次のいずれかの損害が生じたことによって生じた損失
 - ア. 枯死以外の損害
 - イ. 事故発生後その日を含めて8日を経過する日以後に枯死した場合の損害
 - ウ. ウィルス、細菌、原生動物等による損害またはこれらによる疑いのある損害(*4)
 - ⑩商品・製品等である動物に次のいずれかの損害が生じたことによって生じた損失
 - ア. 死亡以外の損害
 - イ. 事故発生後その日を含めて8日を経過する日以後に死亡した場合の損害
 - ウ. ウィルス、細菌、原生動物等による損害またはこれらによる疑いのある損害(*4)
- ⑪法令等の規制によって生じた損失
- ⑫保険の対象の復旧または営業の継続に対する妨害によって生じた損失
- ⑬次のいずれかに該当する事由がユーティリティ設備において生じたことによって生じた損失
 - ア. ユーティリティ設備の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先
 - イ. 貸賃借契約等の契約または各種の免許の失効(*5)、解除または中断
 - ウ. 脅迫行為
 - エ. 水源の汚染、渇水または水不足
- ⑭保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失。ただし、保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して、その事由が生じた部分に損害が生じたことによって生じた損失に限ります。また、次のいずれかに該当する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった場合に生じた損失については除きます。
 - ア. 保険契約者は被保険者
 - イ. ア. に代わって保険の対象を管理する者
 - ウ. ア. またはイ. の使用人
- ⑮保険の対象に次の事由に起因して、その事由が生じた部分に損害が生じたことによって生じた損失
 - ア. 自然の消耗または劣化(*6)
 - イ. ポイラースケールの進行
 - ウ. 性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱その他類似の事由
 - エ. ねずみ食いまたは虫食い等
- ⑯保険の対象に生じたすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き、その他単なる外観上の損傷または保険の対象の汚損(*7)であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害が生じたことによって生じた損失
- ⑰ユーティリティ設備に生じた損害により、被保険者が行う電気、ガス、熱、水道または工業用水道の供給が中断、停止または阻害されたために生じた損失
- (2)以下のいずれかに該当する事由によって生じた損失に対しては、保険金を支払いません。
 - ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③次のいずれかに該当する事由
 - ア. 核燃料物質(*8)もしくは核燃料物質(*8)によって汚染された物(*9)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - イ. ア. 以外の放射線照射または放射能汚染
 - ④次のいずれかに該当する事由
 - ア. ①から③までの事由によって発生した事故の延焼または拡大
 - イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、補償の対象となる事故の①から③までの事由による延焼または拡大
 - ウ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱
 - (*1)保険契約者は被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (*2)①に規定する者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (*3)万引きとは、買い物客を装い、陳列または保管されている商品・製品等を盗取することをいい、その末遂を含みます。
 - (*4)ウィルス、細菌、原生動物等による損害の発生またはその拡大を防止することを目的として、被保険者、行政機関等が保険の対象を処分することによる損害を含みます。
 - (*5)契約または各種の免許の失効とは、契約や免許の効力が一定の時点以降失われることをいいます。
 - (*6)自然の消耗または劣化には、保険の対象である機械・設備または装置の日常の使用または運転に伴う摩滅、摩耗、消耗または劣化を含みます。
 - (*7)汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。
 - (*8)核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
 - (*9)核燃料物質(*8)によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

J 食中毒発生時の休業補償 (食中毒による休業損失担保特約条項)(食品販売・飲食業のみ)

●保険金をお支払いする事故

- 占有物件または隣接物件における食中毒の発生、または占有物件、隣接物件において製造、販売または提供した食品に起因する食中毒の発生。ただし、食品衛生法の規定に基づき所轄保健所長に届け出があったものに限ります。
- 上記食中毒発生の疑いがある場合における厚生労働大臣その他の行政機関による占有物件または隣接物件の営業の禁止、その他の処置

●保険金のお支払い方法

次の算式による額を損害保険金として支払います。

- 損害保険金=①保険金額(ご契約金額)×休業日数+②休業日数短縮費用
- 休業日数とは、保険金支払対象期間(ただし、30日を超えないものとします。)中の事故による休業日数をいい、定休日を含みません。
 - 前記算式における①の金額の支払限度額は、保険金支払対象期間の売上減少高に[最近の会計年度(1年間)における粗利益×110%]/最近の会計年度(1年間)内の売上高]に乗じて得た額から保険金支払対象期間内に支払いを免れた経常費(本来事故の有無に関わらず必要な費用)

等の費用を控除した残額を超える場合には、その残額となります。
●休業日数短縮費用の額。ただし、次の算式により算出した額を限度とします。

保険証券記載の 保険金額	×	休業日数短縮費用の支出によって 減少させることができた休業日数
-----------------	---	------------------------------------

●保険金支払対象期間

「事故の発生したときから次に掲げる処置が解除された時」までをいいます。(ただし30日を超えないものとします。)

- ①厚生労働大臣その他の行政機関による対象施設(占有物件)の営業の禁止、停止その他の処置
- ②保健所その他の行政機関による対象施設(占有物件)の消毒、隔離その他の処置

●保険金をお支払いできない主な場合

- (1)以下のいずれかに該当する損失
 - ①次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損失
 - ア. 保険契約者(*1)
 - イ. 被保険者(*1)
 - ウ. ア. またはイ. の代理人
 - エ. ア. またはイ. の同居の親族
 - ②①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(*2)またはその者(*2)の代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損失。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③次のいずれかに該当する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損失
 - ア. 被保険者
 - イ. 被保険者側に属する者
 - ④火災、落雷、破裂、爆発、風災、雹災、雪災、給排水設備の水漏れ等、騒擾、労働争議等、車両または航空機の衝突等、建物の外部からの物体の衝突等、水災、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって発生した事故の際ににおける保険の対象の紛失または盗難によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失
 - ⑤冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備の破壊、変調または機能停止に起因する温度変化によって冷凍・冷蔵庫に損害が生じたことによって生じた損失。ただし、同一敷地内に生じた火災による冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備の破壊、変調または機能停止に起因する温度変化の場合は除きます。
 - ⑥電力の停止または異常な供給により、保険の対象である商品・製品等のみに損害が生じたことによって生じた損失。ただし、電力の停止または異常な供給が1時間未満である場合に限ります。
 - ⑦掘削機械の盗難によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失
 - ⑧万引き(*3)によって商品・製品等に損害が生じたことによって生じた損失。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この規定は適用しません。
 - ア. 万引き(*3)が、暴行または脅迫を伴うものであった場合
 - イ. 万引き(*3)のために建物または設備・什器等に破損が生じた場合
 - ⑨商品・製品等である植物に次のいずれかの損害が生じたことによって生じた損失
 - ア. 枯死以外の損害
 - イ. 事故発生後その日を含めて8日を経過する日以後に枯死した場合の損害
 - ウ. ウィルス、細菌、原生動物等による損害またはこれらによる疑いのある損害(*4)
 - ⑩商品・製品等である動物に次のいずれかの損害が生じたことによって生じた損失
 - ア. 死亡以外の損害
 - イ. 事故発生後その日を含めて8日を経過する日以後に死亡した場合の損害
 - ウ. ウィルス、細菌、原生動物等による損害またはこれらによる疑いのある損害(*4)
 - ⑪保険の対象の復旧または営業の継続に対する妨害によって生じた損失
 - ⑫次のいずれかに該当する事由がユーティリティ設備において生じたことによって生じた損失
 - ア. ユーティリティ設備の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先
 - イ. 貸賃借契約等の契約または各種の免許の失効(*5)、解除または中断
 - ウ. 脅迫行為
 - エ. 水源の汚染、渇水または水不足
 - ⑬保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失。ただし、保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して、その事由が生じた部分に損害が生じたことによって生じた損失に限ります。また、次のいずれかに該当する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった場合に生じた損失については除きます。
 - ア. 保険契約者は被保険者
 - イ. ア. に代わって保険の対象を管理する者
 - ウ. ア. またはイ. の使用人
 - ⑭保険の対象に次の事由に起因して、その事由が生じた部分に損害が生じたことによって生じた損失
 - ア. 自然の消耗または劣化(*6)
 - イ. ポイラースケールの進行
 - ウ. 性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱その他類似の事由
 - エ. ねずみ食いまたは虫食い等
 - ⑮保険の対象に生じたすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き、その他単なる外観上の損傷または保険の対象の汚損(*7)であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害が生じたことによって生じた損失
 - ⑯ユーティリティ設備に生じた損害により、被保険者が行う電気、ガス、熱、水道または工業用水道の供給が中断、停止または阻害されたために生じた損失
 - (2)以下のいずれかに該当する事由によって生じた損失に対しては、保険金を支払いません。
 - ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③次のいずれかに該当する事由
 - ア. 核燃料物質(*8)もしくは核燃料物質(*8)によって汚染された物(*9)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - イ. 以外の放射線照射または放射能汚染
 - ④次のいずれかに該当する事由
 - ア. ①から③までの事由によって発生した事故の延焼または拡大
 - イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、補償の対象となる事故の①から③までの事由による延焼または拡大
 - ウ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱
 - (*1)保険契約者は被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (*2)①に規定する者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (*3)万引きとは、買い物客を装い、陳列または保管されている商品・製品等を盗取することをいい、その末遂を含みます。
 - (*4)ウィルス、細菌、原生動物等による損害の発生またはその拡大を防止することを目的として、被保険者、行政機関等が保険の対象を処分することによる損害を含みます。

- ⑤次のいずれかに該当する事由によって生じた損失に対しては、保険金を支払いません。
 - ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③次のいずれかに該当する事由
 - ア. ①から③までの事由によって発生した事故の延焼または拡大
 - イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、補償の対象となる事故の①から③までの事由による延焼または拡大
 - ウ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱
 - (*1)保険契約者は被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (*2)①に規定する者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (*3)万引きとは、買い物客を装い、陳列または保管されている商品・製品等を盗取することをいい、その末遂を含みます。
 - (*4)ウィルス、細菌、原生動物等による損害の発生またはその拡大を防止することを目的として、被保険者、行政機関等が保険の対象を処分することによる損害を含みます。

- (*)契約または各種の免許の失効とは、契約や免許の効力が一定の時点以降失われることをいいます。
- (*)自然の消耗または劣化には、保険の対象である機械・設備または装置の日常の使用または運転に伴う摩減・摩耗・消耗または劣化を含みます。
- (*)汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。
- (*)核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (*)核燃料物質(*)によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

K 営業継続費用担保条項

●保険金をお支払いする場合

下記アからオまでの物(保険の対象)が、下記「保険金をお支払いする事故」によって損害を受けた結果、被保険者の営業が休止または阻害された場合に保険金をお支払いします。

ア. 対象施設が所在する敷地内にある被保険者が占有する物(占有物件)
 イ. 出店者の皆さまが一部を占有する事業の用に供する建物等のうち他人が占有する部分(隣接物件)
 ハ. アおよびイに隣接するアーケードまたはそのアーケードに面する建物等(隣接物件)
 エ. アおよびイへ通じる袋小路およびこれに面する建物等(隣接物件)
 オ. アおよびイと配管または配線で接続されたユーティリティ設備(*)
 (*)電気・ガス・熱・水道・電気通信事業者が日本国内で占有する供給・中継設備およびこれらに接続している配管または配線のことをいいます。

●保険金をお支払いする事故

- 火災、落雷、破裂・爆発
- 風災、ひょう災、雪災
- 洪水、高潮、土砂崩れ等の水災
- 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・接触・倒壊
- 給排水設備または他人の占有する戸室で生じた事故による水漏れ等
- 盗難
- 騒じよう・労働争議に伴う暴力行為・破壊行為
- 車両または航空機の衝突等

●保険金のお支払い方法

次のような、標準売上高の減少を防止軽減するために復旧期間(復旧期間が12か月を超える場合には12か月となります。)内に支出する必要かつ有益な費用のうち、通常要する費用を越える部分を営業継続費用とし、保険金額を限度として保険金をお支払いします。

【営業継続費用の例】

- 仮店舗費用・仮復旧費用・臨時外注費用・移転広告費
- 出店者の皆さまの施設の復旧にかかる費用については、急速復旧のための突貫工事等の費用のうち、復旧期間を短縮することによって軽減できた追加費用の額を限度としてお支払いします。
- ユーティリティ設備(*)の事故による場合には保険金額(ご契約金額)の1%に相当する額が貰金額(自己負担額)となり、営業継続費用がこの額を超える場合、超過する額に対して保険金をお支払いします。
- 営業継続費用の支払対象となる費用に対して、物損害担保条項の修理付帯費用保険金、損害拡大防止保険金、休業損失担保条項の休業日数縮短費用が支払われる場合には、営業継続費用の額からこれらの額を控除した額に対して保険金をお支払いします。
- 保険金支払後の保険契約
 営業継続費用担保条項にて保険金を支払った場合には、追加保険料をいただきます。契約金額(保険金額)を復元させない限り、損害が生じた時以降の保険期間に対するご契約金額(保険金額)は減額します(ご契約金額(保険金額)から支払った損害保険金の額を差引いた残額をご契約金額(保険金額)とします。)
- (*)電気・ガス・熱・水道・電気通信事業者が日本国内で占有する供給・中継設備およびこれらに接続している配管または配線のことをいいます。

●保険金をお支払いできない主な場合

- (1)以下のいずれかに該当する営業継続費用
 - ①次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた営業継続費用
 ア. 保険契約者(*1)
 イ. 被保険者(*1)
 ハ. ア.またはイ.の代理人
 ハ. ア.またはイ.の同居の親族
 - ②(1)に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(*2)またはその者(*2)の代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた営業継続費用。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③次のいずれかに該当する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた営業継続費用
 ア. 被保険者
 ハ. 被保険者側に属する者
 - ④火災、落雷、破裂・爆発、風災、雹災、雪災、給排水設備の水漏れ等、騒擾、労働争議等、車両または航空機の衝突等、建物の外部からの物体の衝突等、水災、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって発生した事故の際に生じた保険の対象の紛失または盗難によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた営業継続費用
 - ⑤冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備の破壊、変調または機能停止に起因する温度変化によって冷凍・冷蔵庫に損害が生じたことによって生じた営業継続費用。ただし、同一敷地内に生じた火災による冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備の破壊、変調または機能停止に起因する温度変化の場合は除きます。
 - ⑥電力の停止または異常な供給により、保険の対象である商品・製品等のみに損害が生じたことによって生じた営業継続費用。ただし、電力の停止または異常な供給が1時間未満である場合に限ります。
 - ⑦掘削機械の盗難によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた営業継続費用
 - ⑧万引き(*3)によって商品・製品等に損害が生じたことによって生じた営業継続費用。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この規定は適用しません。
 ア. 万引き(*3)が、暴行または脅迫を伴うものであった場合
 ハ. 万引き(*3)のために建物または設備・什器等に破損が生じた場合
 ハ. 商品・製品等である植物に次のいずれかの損害が生じたことによって生じた営業継続費用
 ア. 枯死以外の損害
 ハ. 事故発生後その日のを含めて8日を経過する日以後に枯死した場合の損害
 ハ. ウィルス、細菌、原生動物等による損害またはこれらによる疑いのある損害(*4)
 - ⑩商品・製品等である動物に次のいずれかの損害が生じたことによって生じた営業継続費用
 ア. 死亡以外の損害
 ハ. 事故発生後その日のを含めて8日を経過する日以後に死亡した場合の損害
 ハ. ウィルス、細菌、原生動物等による損害またはこれらによる疑いのある損害(*4)
 - ⑪法令等の規制によって生じた営業継続費用
 - ⑫保険の対象の復旧または営業の継続に対する妨害によって生じた営業継続費用

⑬次のいずれかに該当する事由がユーティリティ設備において生じたことによって生じた営業継続費用

- ア. ユーティリティ設備の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先
- イ. 貸貸借契約等の契約または各種の免許の失効(*5)、解除または中断
- ウ. 脅迫行為
- エ. 水源の汚染、湯水または水不足
- ⑭保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して保険の対象に損害が生じたことによって生じた営業継続費用。ただし、保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して、その事由が生じた部分に損害が生じたことによって生じた営業継続費用に限りません。また、次のいずれかに該当する者が、相当の注意をもってしても見失し得なかった場合に生じた営業継続費用については除きます。
- ア. 保険契約者または被保険者
 ハ. ア. に代わって保険の対象を管理する者
 ハ. ア. またはイ. の使用人
- ⑮保険の対象に次の事由に起因して、その事由が生じた部分に損害が生じたことによって生じた営業継続費用
 ア. 自然の消耗または劣化(*6)
- イ. ボイラースケールの進行
 ハ. 特性による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱その他類似の事由
 ハ. ねずみ食いまたは虫食い等
- ⑯保険の対象に生じたすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き、その他単なる外観上の損傷または保険の対象の汚損(*7)であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害が生じたことによって生じた営業継続費用
- ⑰ユーティリティ設備に生じた損害により、被保険者が行う電気、ガス、熱、水道または工業用水道の供給が中断、停止または阻害されたために生じた営業継続費用
- (2)以下のいずれかに該当する事由によって生じた営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。
 - ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③次のいずれかに該当する事由
 - ア. 核燃料物質(*8)もしくは核燃料物質(*)によって汚染された物
 ハ. (*)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 ハ. ア. 以外の放射線照射または放射能汚染
- ④次のいずれかに該当する事由
 - ア. ①から③までの事由によって発生した事故の延焼または拡大
 ハ. 発生原因が何であるかにかかわらず、補償の対象となる事故の①から③までの事由による延焼または拡大
 ハ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱
- ⑤(*)保険契約者はまたは被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- ⑥(*)(1)に規定する者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- ⑦(*)万引きとは、買い物客を装い、陳列または保管されている商品・製品等を盗取することをいい、その未遂を含みます。
- ⑧(*)ウィルス、細菌、原生動物等による損害の発生またはその拡大を防止することを目的として、被保険者、行政機関等が保険の対象を処分することによる損害を含みます。
- ⑨(*)契約または各種の免許の失効とは、契約や免許の効力が一定の時点以降失われることをいいます。
- ⑩(*)自然の消耗または劣化には、保険の対象である機械・設備または装置の日常の使用または運転に伴う摩減・摩耗・消耗または劣化を含みます。
- ⑪(*)汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。
- ⑫(*)核燃料物質(*)には、使用済燃料を含みます。
- ⑬(*)核燃料物質(*)によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

L クリーニング業者賠償責任担保特約条項

●保険金をお支払いできない主な場合

- ①保険契約者、被保険者、被保険者の法定代理人(*1)もしくは使用者または被保険者と同居する親族が行いまたは加担した盗取または詐取
- ②建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込み
- ③保険契約者、被保険者、被保険者の法定代理人(*1)もしくは使用者または被保険者と同居する親族が、所有または私的な目的で使用する洗たく物の事故
- ④洗たく物のかもしもしくは自然の変化(*2)、かびその他これらに類するものまたはねずみ食いもしくは虫食いによる事故
- ⑤洗たく物の修理または加工(*3)による事故
- ⑥クリーニングの技術上の重大な過失による事故。ただし、損害がこれによって発生した火災、破裂または爆発によるものである場合を除きます。
- ⑦洗たく物が寄託者に引き渡された日から30日を経過した後に被保険者に通知された事故
- ⑧洗たく物の使用不能(*4)
- ⑨(*)被保険者が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関をいいます。
- ⑩(*)自然の変化とは、自然の状態における消耗、変色、のび、ちぢみ、風合の変化、形崩れ等をいいます。
- ⑪(*)修理または加工には、染色および色ぬきを含みます。
- ⑫(*)使用不能には、収益減少を含みます。

『お支払いする保険金』について

イオンタウン出店者総合補償制度(テナント総合保険特約等付帯動産総合保険)では、テナント施設内の造作・設備・什器・備品等に生じた損害の補償(物損害担保条項)、テナント施設の休業に起因する損失の補償(休業損失等担保条項)、法律上の損害賠償責任を負担することによる損害の補償(賠償責任担保条項)を補償内容としていますが、これらの物損害、休業損失および賠償責任に付随して発生する各種費用も補償の対象としています。費用の補償につきまして、下記のとおりご案内申し上げます。なお、お客様の実際のご契約内容によっては、お支払いの対象となる「費用」の内容が変わることがありますので、詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

テナント施設内の保険の対象に生じた損害に付随する費用の補償(物損害担保条項)

費用保険金の種類	補償の対象となる費用	保険金の支払方法
①建具等修理費用保険金	保険の対象としている造作・設備・什器・備品を収容している借用施設が不測かつ突発的な事故により損害を受け、貸主との契約に基づいて自己の費用で修理した場合に、損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用。ただし、火災・破裂・爆発・給排水事故について貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合を除きます。	1回の事故につき、対象施設ごとに、造作・設備・什器・備品の契約金額(保険金額)の10%を限度に、修理費用をお支払いします。
②臨時費用保険金	保険の対象である造作・設備・什器・備品、商品が損害を受けたため臨時に生じる費用(*1)	損害保険金の30%に相当する額をお支払いします。ただし、1回の事故につき500万円を限度とします。
③残存物取片づけ費用保険金	損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用	1回の事故につき損害保険金の10%に相当する額を限度に残存物取片づけ費用の実額をお支払いします。
④失火見舞費用保険金	火元となって火災・破裂・爆発を発生させ、第三者の所有物に損害が生じた場合の見舞金等の費用	1回の事故につき保険の対象の合計保険金額(*2)の20%を限度に、被災世帯・事業者数に50万円を乗じて得た額をお支払いします。
⑤修理付帯費用保険金	不測かつ突発的な事故により損害を受けた保険の対象の復旧にあたり発生した費用のうち、必要かつ有益な次の費用に対して保険金をお支払いします。損害原因調査費用、損害範囲確定費用、試運転費用、仮修理費用、仮設物設置費用、残業勤務・深夜勤務などの費用、賃借費用	1回の事故につき、保険の対象の合計保険金額(*2)の30%または1,000万円のいずれか低い額を限度に、修理付帯費用の実額をお支払いします。
⑥損害拡大防止費用保険金	火災、落雷、破裂または爆発が発生した場合に、損害の発生および拡大の防止のために支出した必要または有益な費用のうち、消火薬剤等の再取得費用、消防活動中に損傷した物の修理費用もしくは再取得費用または消防活動のために緊急に投入された人員もしくは器材にかかる費用	実費をお支払いします。
⑦請求権の保全・行使手続費用保険金	損害保険金が支払われる場合において、他人に損害賠償の請求をできる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用	実費をお支払いします。
⑧地震による損害のための補償に加入時のみ D.地震による損害のための補償に加入時のみ	事故によって損害が生じた保険の対象の残存物の取片づけに必要な取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用	損害保険金が支払われる場合に損害保険金の10%を限度にお支払いします。

*臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、修理付帯費用保険金、損害拡大防止費用保険金、請求権の保全・行使手続費用保険金・地震危険残存物取片づけ費用保険金につきましては、保険の対象の損害に対して損害保険金が支払われる場合に限りお支払いします。

*①～⑦については、「D.地震による損害のための補償」ではお支払対象外です。

(*)1) 業務用通貨の盗難により、通貨について損害保険金が支払われる場合については、臨時費用保険金はお支払いしません。(C 対象施設内保管中の通貨または預貯金証書等に対する補償にご加入いただいた場合はお支払いします。)

(*)2) ご契約金額(保険金額)が保険価額を超えるときは、ご契約金額(保険金額)とあるのは保険価額として費用保険金の額を算出します。保険価額は①造作・設備・什器・備品:再取得価額、②商品:時価額、③通貨・預貯金証書等(C 対象施設内保管中の通貨または預貯金証書等に対する補償にご加入いただいた場合):時価額となります。

損害賠償に付随する費用の補償(賠償責任担保条項)

テナント総合保険特約等付帯動産総合保険の賠償責任担保条項では、施設賠償責任、生産物賠償責任、保管物賠償責任および借家人賠償責任を補償しますが、これらの賠償責任に付隨して発生する費用についても下記のとおり補償の対象とします。(各賠償責任の内容につきましては、パンフレットP.6～7を参照してください。)

お支払する保険金の種類	賠償責任担保条項別の補償内容				保険金の支払方法
	施設賠償責任に付隨する費用の補償[施設賠償責任担保条項]	生産物賠償責任に付隨する費用の補償[生産物賠償責任担保条項]	保管物賠償責任に付隨する費用の補償[保管物賠償責任担保特約]	借家人賠償責任に付隨する費用の補償[借家人賠償責任担保条項]	
①損害賠償責任がないことが判明した場合において、被保険者が支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用および支出についてあらかじめ引受保険会社が同意した費用	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	費用の実額をお支払いします。
②被保険者が他人から損害の賠償を受ける権利の保全もしくは行使について必要な手続を行いまたは既に発生した事故に係る損害の発生もしくは拡大の防止について必要なその他の手段を講じた場合において、被保険者が弊社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
③被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停のために要した費用	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
④引受保険会社が損害賠償請求の解決を行うときに引受保険会社に協力するために被保険者が直接要した費用	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
⑤初期対応費用・訴訟対応費用	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	

*上表中「○」がある場合には、それぞれの賠償責任担保条項にて、保険金の支払対象とします。

休業損失・営業継続に付随する費用の補償(休業損失担保条項・営業継続費用担保条項)

	補償の対象となる費用	保険金の支払い方法
休業損失担保条項	請求権の保全・行使手続費用保険金:損害保険金が支払われる場合において、他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用ただし、物損害担保条項もしくは休業損失担保条項における請求権の保全・行使手続費用保険金が支払われるときは、その保険金によって支払われる額を差し引いた残額をお支払います	実額をお支払いします。
営業継続費用担保条項	営業継続費用	パンフレットP.8をご覧ください。
	請求権の保全・行使手続費用保険金:営業継続費用保険金が支払われる場合において、他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用ただし、物損害担保条項もしくは休業損失担保条項における請求権の保全・行使手続費用保険金が支払われるときは、その保険金によって支払われる額を差し引いた残額をお支払います	実額をお支払いします。

物損害担保条項、休業損失担保条項、営業継続費用担保条項、賠償責任担保条項の各補償条項において、「保険金を支払わない場合」に該当する場合には、各種費用についても保険金をお支払いしません。「保険金を支払わない場合」につきましては、パンフレットP.9～を参照してください。

■すべての出店者の皆さんに適用される物損害担保条項に付帯する主な特約条項

●新価保険特約条項(造作・設備・什器・備品の補償のみ)

物損害の保険の対象が造作・設備・什器・備品であって、造作・設備・什器・備品に生じた損害の額については、損害が生じた地及び時における損害の生じた保険の対象の再取得価額によって定めます。

●物損害担保条項・実損支払特約条項(造作・設備・什器・備品の補償のみ)

引受保険会社は、不測かつ突発的な事故によって保険の対象について生じた損害に対して、1回の事故につき加入者証記載の保険金額を限度に実際に生じた損害の額を支払います。

●水災危険担保特約条項

物損害担保条項において、台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水・高潮・土砂崩れ、落石等の水災によって生じた損害及びこれらに随伴して生じた損害に対して、物損害担保条項の保険金を支払います。

●電気的・機械的事故担保特約条項

不測かつ突発的な外來の事故に直接起因しない保険の対象(建具等修理費用保険金については借用施設をいいます)の電気的・機械的事故によって生じた損害に対して、物損害担保条項の保険金を支払います。(C 対象施設内保管中の通貨または預貯金証書等に対する補償は除きます)

●店外看板に関する特約条項(造作・設備・什器・備品の補償のみ)

など

■出店者さまによって適用される特約条項(詳細につきましては、加入者証添付特約条項をご確認ください)

●保険料分割払特約条項(一般団体用)

●美容・理容業仕上がり不良不担保特約条項

●洗たく物紛失・誤配危険追加担保特約条項

●保険料支払に関する特約条項

●クリーニング業者賠償責任担保特約条項

●冷蔵・冷凍商品担保特約条項

●クリーニング業者漏水危険追加担保特約条項

など

■次の損害(損失または費用を含みます。以下同様とします。)については、保険金を支払いません。

●お店の財産に関する補償(物損害担保条項)

サイバー攻撃に起因する損害。ただし、サイバー攻撃によって保険の対象に火災または破裂もしくは爆発が生じた場合を除きます。

●お客さまと建物所有者等に対する補償(賠償責任担保条項)、クリーニング業の方のための補償

サイバー攻撃に起因する損害。ただし、借家人賠償責任担保条項においては、サイバー攻撃によって借用施設に火災または破裂もしくは爆発が生じた場合を除きます。

●休業時損失の補償(休業損失等担保条項)

サイバー攻撃に起因する損害。ただし、サイバー攻撃によって占有物件または隣接物件に火災または破裂もしくは爆発が生じた場合を除きます。

事故が起きた時の手続き

事故の通知

この保険で補償されると考えられる事故が生じた場合は、直ちに取扱代理店または引受保険会社にご通知の上保険金請求のお手続きをお取りください。保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

賠償事故の場合

この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行なう「示談交渉サービス」はありません。損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときには、予め引受保険会社にご相談ください。

保険金請求の際のご注意

各賠償責任保険担保条項において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は被害者に弁済した金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。

このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合

②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合

③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

退店手続きについて

退店の際各SC事務所に確認の上、必ず取扱代理店イオン保険サービスに総合補償制度脱退をお申し出ください。解約の手続きについてご案内させていただきます。

お申し出がない場合、補償が継続し保険料も発生しますので、ご了承いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

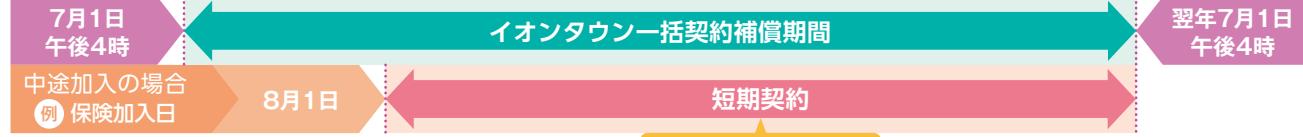
ご加入にあたって

ご加入の手続き

- 添付の「イオンタウン総合保険制度加入依頼書」に所定事項をご記入・ご捺印ください。
- 加入依頼書等につきましては、下記記載の取扱代理店にご提出ください。

●2025年7月1日始期の募集締切日:6月末日

●保険期間 保険始期



●保険料のお支払い方法は下記の通りとなります。

売上金からの控除:ご加入日の翌月に売上金から控除させていただきます。(翌月払い)

保険終期

中途加入について

- 中途加入は随時受付します。
- ご捺印のある加入依頼書をご提出いただいた日の翌日(加入日)より補償開始となります。
- ご加入日以降、最初に迎える7月1日午後4時が保険終期となります。
- 本制度の保険料は1日を起算日とした月割で算出しております。

1日以外の日付でご加入の場合でも、ご加入月に対して1ヶ月分の保険料をお支払いただきます。
詳しくましては取扱代理店イオン保険サービスまでお問い合わせください。

税務処理等

- 保険料は損金または要経費となります。
- ご加入後「保険加入証明書」を発行いたします。

ご加入の際のご注意

- この保険はイオンタウン株式会社を保険契約者とし、イオンタウン出店者を被保険者とするテナント総合保険特約等付帯動産総合保険団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利はイオンタウン株式会社が有します。
- 「テナント総合保険特約等付帯動産総合保険」は、物損害担保条項、休業損失等担保条項、賠償責任担保条項の3つの担保条項により構成されており、物損害担保条項を含む2以上の条項にご加入いただく必要があります。
- 詳細は保険約款によりますが、保険金のお支払条件・ご加入手続、その他ご不明の点がありましたら、取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。
- 告知義務:加入依頼書に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただけます。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
- 通知義務:保険契約の締結(*1)の後、下表のいずれかに該当する事実が発生した場合または、加入依頼書に☆が付された事項(内容の変更が生じた場合は、保険契約者または被保険者(*2)は、遅滞なく、そのことを引受保険会社に通知しなければなりません。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。ただし、保険契約者または被保険者(*2)が引受保険会社に通知する前に、その事実がなくなった場合は、引受保険会社に通知する必要はありません。

物損害担保条項	①被保険者が、保険証券記載の事業の種類を変更すること(*3)。
	②対象施設の所在する建物の構造を変更すること。
	③①および②のほか、告知事項(*4)の内容に変更を生じさせる事実(*5)が発生すること。
休業損失等担保条項、賠償責任担保条項	①被保険者(*2)が、保険証券記載の事業の種類を変更すること(*3)。
	②①のほか、告知事項(*4)の内容に変更を生じさせる事実(*5)が発生すること。

- (*1) 物損害担保条項においては、保険契約の締結には、保険の対象の追加を含みます。
(*2) 賠償責任担保条項においては、記名被保険者とします。
(*3) 新たな事業の追加または事業の全部もしくは一部を中止することを含みます。
(*4) 他の保険契約等に関する事実を除きます。
(*5) 告知事項(*4)のうち、保険契約の締結の際に引受保険会社が交付する書類等においてこの項目の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

- この保険契約と重複する保険契約や共済契約(以下「他の保険契約等」といいます)がある場合は、次のとおり保険金をお支払します。

このパンフレットは、テナント総合保険特約等付帯動産総合保険の概要をご紹介したものです。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡してあります保険約款によりますが、保険金のお支払条件・ご加入手続、その他この保険の詳しい内容は取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接締結されたものとなります。

お問い合わせ先

取扱代理店

イオン保険サービス株式会社 (受付時間:平日午前9時~午後5時

※土日・祝日・年末年始を除く)

●東日本支社

北海道営業所 TEL03-0026 北海道札幌市白石区本通21丁目南1-10 イオン北海道㈱内 TEL.011-846-0630 FAX.011-846-0632

東北営業所 TEL980-0021 宮城県仙台市青葉区中央3-3-3 三丸ビル7階 TEL.022-264-2605 FAX.022-263-2659

関東営業所 TEL261-0023 千葉県千葉市美浜区中瀬1-4 イオンタワーAnnex3階 TEL.043-351-8660 FAX.043-351-8670

●中日本支社 東海営業所 TEL450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅5-25-1 愛三ビル5階 TEL.052-583-0776 FAX.052-583-0846

浜松営業所 TEL435-0042 静岡県浜松市中央区篠ヶ瀬町1295番1 マックスバリュ東海(株)本部内 TEL.053-423-2900 FAX.053-423-2901

●西日本支社 関西営業所 TEL541-0053 大阪府大阪市中央区本町1-7-6 本町センチュリービル3階 TEL.06-4964-5553 FAX.06-4964-5551

広島営業所 TEL732-0814 広島県広島市南区段原南1-3-52 広島段原ショッピングセンター3階 TEL.082-535-3727 FAX.082-535-0515

九州営業所 TEL812-0025 福岡県福岡市博多区店屋町8-17 いちご博多明治通りビル5階 TEL.092-263-8660 FAX.092-263-8665

沖縄営業所 TEL901-0155 沖縄県那覇市金城5-10-2 イオン那覇店2階 TEL.098-891-8053 FAX.098-880-7583

※お問い合わせの際は、出店店舗の最寄の拠点までご連絡ください。

引受保険会社、ご意見・ご相談先

東京海上日動火災保険株式会社 (担当課)ICTビジネス本部 生活産業部 営業第二室

〒100-8107 東京都千代田区大手町一丁目5番1号大手町ファーストスクエア TEL.03-5223-3228

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しく述べは同協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間:平日 午前9時15分~午後5時

(土日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)



この印刷製品は、環境に配慮した資材と工場で
製造されています。

HAK-212